

定例監査の結果（令和２年７月３１日決定分）

第１ 監査の概要

１ 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する財務監査及び同項第 2 号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

２ 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 30 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

３ 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	歴史博物館	令和２年７月３１日	令和２年６月３・４日	書面	3
2	尾道北高等学校	令和２年７月３１日	令和２年６月３日	書面	4
3	向原高等学校	令和２年７月３１日	令和２年６月９日	書面	5
4	世羅高等学校	令和２年７月３１日	令和２年６月９日	書面	6
5	府中高等学校	令和２年７月３１日	令和２年６月２日	書面	8
6	大門高等学校	令和２年７月３１日	令和２年６月１１日	書面	9
7	湯来南高等学校	令和２年７月３１日	令和２年６月２日	書面	10
8	福山工業高等学校	令和２年７月３１日	令和２年６月１１日	書面	12
9	三次青陵高等学校	令和２年７月３１日	令和２年６月２３日	書面	15

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
10	安佐南警察署	令和2年6月16日	令和2年6月16日	実地	16
11	佐伯警察署	令和2年6月10日	令和2年6月10日	実地	17
12	呉警察署	令和2年6月9日	令和2年6月9日	実地	18
13	三次警察署	令和2年6月3日	令和2年6月3日	実地	19

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 歴史博物館

(1) 機関の概要

- ・主な業務 郷土の歴史に関する資料の収集、保管、展示及び資料に関する専門的、技術的な調査研究
- ・所在地 福山市西町二丁目4番1号
(分館) 頼山陽史跡資料館 広島市中区袋町5番15号
- ・職員数 14人(令和2年4月1日現在の常勤職員数)
分館 5人
- ・主要事業実績(令和元年度)

(単位:人,千円)

常設展		企画展・特別展		合計	
入館者数	入館料	入館者数	入館料	入館者数	入館料
33,727	1,782	23,226	9,998	56,953	11,780

分館

(単位:人,千円)

常設展		企画展・特別展		合計	
入館者数	入館料	入館者数	入館料	入館者数	入館料
1,724	105	3,367	453	5,091	558

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、自動火災報知設備の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。(分館)

契約名	平成30～32年度 頼山陽史跡資料館消防用設備等保守点検業務
-----	--------------------------------

【検討要請事項】

テレホンカードの有効活用について

50度数テレホンカード、42枚が、長期間使用されないままとなっていた。本庁とも協議の上、他の機関への所管換え等について検討していただきたい。(分館)

2 県立尾道北高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 尾道市長江三丁目7-1
- ・教職員数（令和2年5月1日現在）
 - 本務者数 54人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 14人
- ・生徒の状況

課程		全日制			
学科・学年等		総合学科			
		1	2	3	計
総定員（人）		200	200	200	600
生徒数（人）		198	196	183	577
充足率（％）		99.0	98.0	91.5	96.2
退学者（人）		2（1）			
休学者（人）		2			
進 学 就 職	大学・短大	181人		(93.3%)	
	専修・各種	11人		(5.7%)	
	就職	1人		(0.5%)	
	その他	1人		(0.5%)	

（注）・「学科・学年等」の生徒数等は、令和2年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」の状況は、令和元年度（令和2年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 県立向原高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 安芸高田市向原町坂丸山 6-1
- ・教職員数（令和2年5月1日現在）
 本務者数 20 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 8 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員	(人)	80	80	80	240
生徒数	(人)	39	32	44	115
充足率	(%)	48.8	40.0	55.0	47.9
退学者	(人)	0			
休学者	(人)	0			
進 学 就 職	大学・短大	9 人 (22.5%)			
	専修・各種	12 人 (30.0%)			
	就 職	19 人 (47.5%)			
	その他	0 人 (0.0%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和2年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和元年度（令和2年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

4 県立世羅高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 世羅郡世羅町本郷 870 番地
- ・教職員数（令和 2 年 5 月 1 日現在）
 本務者数 43 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 33 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制											
学科・学年等		普通科				生活福祉科				農業経営科			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		80	80	80	240	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数（人）		53	54	60	167	25	23	22	70	33	29	29	91
充足率（％）		66.3	67.5	75.0	69.6	62.5	57.5	55.0	58.3	82.5	72.5	72.5	75.8
退学者（人）		6（0）				2（0）				4（0）			
休学者（人）		0				0				0			
進 学 就 職	大学・短大	50 人（68.5%）				3 人（15.0%）				11 人（36.7%）			
	専修・各種	12 人（16.4%）				12 人（60.0%）				3 人（10.0%）			
	就 職	9 人（12.3%）				5 人（25.0%）				16 人（53.3%）			
	その他	2 人（2.7%）				0 人（0%）				0 人（0%）			

課 程		全 日 制			
学科・学年等		合 計			
		1	2	3	計
総定員（人）		160	160	160	480
生徒数（人）		111	106	111	328
充足率（％）		69.4	66.3	69.4	68.3
退学者（人）		12（0）			
休学者（人）		0			
進 学 就 職	大学・短大	64 人（52.0%）			
	専修・各種	27 人（22.0%）			
	就 職	30 人（24.4%）			
	その他	2 人（1.6%）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和 2 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和元年度（令和 2 年 3 月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

借受物品の管理について

次の借受物品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

借受物品	・絵画 2点 ・書跡 4点 ・工芸 1点
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条

5 県立府中高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 府中市出口町 898
- ・教職員数（令和2年5月1日現在）
 本務者数 48 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 7 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員	(人)	240	240	240	720
生徒数	(人)	233	237	219	689
充足率	(%)	97.1	98.8	91.3	95.7
退学者	(人)	1 (0)			
休学者	(人)	0			
進 学 就 職	大学・短大	201 人 (85.2%)			
	専修・各種	25 人 (10.6%)			
	就 職	4 人 (1.7%)			
	その他	6 人 (2.5%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和2年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和元年度（令和2年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

6 県立大門高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市幕山台三丁目1番1号
- ・教職員数（令和2年5月1日現在）
 本務者数 57人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 15人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		280	280	280	840
生徒数（人）		276	276	274	826
充足率（％）		98.6	98.6	97.9	98.3
退学者（人）		2（0）			
休学者（人）		0			
進 学 就 職	大学・短大	247人（81.0％）			
	専修・各種	34人（11.1％）			
	就 職	6人（2.0％）			
	その他	18人（5.9％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和2年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和元年度（令和2年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

7 県立湯来南高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市佐伯区湯来町伏谷 1198
- ・教職員数（令和2年5月1日現在）
 本務者数 17 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 8 人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		40	40	40	120
生徒数（人）		29	28	32	89
充足率（％）		72.5	70.0	80.0	74.2
退学者（人）		3（1）			
休学者（人）		1			
進 学 就 職	大学・短大	4 人（15.4％）			
	専修・各種	11 人（42.3％）			
	就 職	9 人（34.6％）			
	その他	2 人（7.7％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和2年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和元年度（令和2年3月末現在）である。

- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

行政財産の使用許可について

次の行政財産について、使用許可の手続は行われているが、歳入科目を使用料とすべきところ、誤って雑入として徴収していた。適正な事務処理に努められたい。

財 産	グラウンドの一部（2,826 m ² ）
根 拠	地方自治法第 225 条、地方自治法施行規則第 15 条

【検討要請事項】

契約事務の適正化について

次の委託契約について、委託業務の範囲・内容が必ずしも明確になっておらず、随意契約の相手方の選定や契約に係る一連の事務処理についても不明瞭な点が見受けられた。今後の契約

事務に当たっては、委託業務の範囲・内容を明確にした仕様書を作成した上で、最適な方法により業者選定するよう検討していただきたい。

契 約 名	姉妹校交流支援事業委託業務（令和元年度）
-------	----------------------

8 県立福山工業高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市野上町三丁目9番2号
- ・教職員数（令和2年5月1日現在）
 本務者数 104人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 27人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制											
学科・学年等		機械科				電気科				建築科			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		80	80	80	240	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数（人）		62	76	75	213	35	35	39	109	38	39	37	114
充足率（%）		77.5	95.0	93.8	88.8	87.5	87.5	97.5	90.8	95.0	97.5	92.5	95.0
退学者（人）		1（0）				1（0）				3（0）			
休学者（人）		0				0				0			
進 学 就 職	大学・短大	4人（5.3%）				2人（5.3%）				9人（27.3%）			
	専修・各種	9人（11.8%）				6人（15.8%）				6人（18.2%）			
	就 職	63人（82.9%）				27人（71.1%）				18人（54.5%）			
	その他	0人（0%）				3人（7.9%）				0人（0%）			

課 程		全 日 制											
学科・学年等		工業化学・染織システム科				工業化学科				染織システム科			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		40	—	—	40	—	20	20	40	—	20	20	40
生徒数（人）		16	—	—	16	—	9	18	27	—	8	16	24
充足率（%）		40.0	—	—	40.0	—	45.0	90.0	67.5	—	40.0	80.0	60.0
退学者（人）		2（0）				0（0）				0（0）			
休学者（人）		0				0				0			
進 学 就 職	大学・短大	—				1人（12.5%）				0人（0）			
	専修・各種	—				0人（0%）				3人（42.9%）			
	就 職	—				7人（87.5%）				4人（57.1%）			
	その他	—				0人（0%）				0人（0%）			

課 程		全 日 制							
学科・学年等		電子機械科				計			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240	280	280	280	840
生徒数 (人)		75	77	79	231	226	244	264	734
充足率 (%)		93.8	96.3	98.8	96.3	80.7	87.1	94.3	87.4
退学者 (人)		1				8 (0)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	9 人 (15%)				25 人 (11.3%)			
	専修・各種	18 人 (30%)				42 人 (18.9%)			
	就 職	33 人 (55%)				152 人 (68.5%)			
	その他	0 人 (0%)				3 人 (1.4%)			

課 程		定 時 制														
学科・学年等		機械科					電気科					計				
		1	2	3	4	計	1	2	3	4	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)		40	40	40	40	160	40	40	40	40	160	80	80	80	80	320
生徒数 (人)		20	15	12	8	55	10	12	4	5	31	30	27	16	13	86
充足率 (%)		50.0	37.5	30.0	20.0	34.4	25.0	30.0	10.0	12.5	19.4	37.5	33.8	20.0	16.3	26.9
退学者 (人)		1 (1)					2 (0)					3 (1)				
休学者 (人)		1					1					2				
進 学 就 職	大学・短大	0 人 (0%)					0 人 (0%)					0 人 (0%)				
	専修・各種	0 人 (0%)					0 人 (0%)					0 人 (0%)				
	就 職	8 人 (100%)					2 人 (100%)					10 人 (100%)				
	その他	0 人 (0%)					0 人 (0%)					0 人 (0%)				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和2年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」の状況は、令和元年度（令和2年3月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 消防用設備等の点検結果の報告について

消防用設備等について、消防法に基づく必要な点検は実施していたが、その結果を消防署長に報告していなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	消防法第 17 条の 3 の 3
-----	------------------

イ 住居届の確認について

父母等と賃貸借契約を締結している職員について、指定月確認の際、前年 6 月から当年 5 月までの全月分の家賃支払が確認できるものを提出させていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	住居手当認定要領（広島県教育委員会）第 9 2（1）
----	----------------------------

9 県立三次青陵高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 三次市大田幸町 10656 番地
- ・教職員数（令和 2 年 5 月 1 日現在）
 - 本務者数 27 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 22 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
学科・学年等		総合学科			
		1	2	3	計
総定員（人）		80	80	80	240
生徒数（人）		79	80	77	236
充足率（%）		98.8	100.0	96.3	98.3
退学者（人）		1（0）			
休学者（人）		0			
進 学 就 職	大学・短 大	16 人（21.3%）			
	専修・各 種	24 人（32.0%）			
	就 職	35 人（46.7%）			
	その他	0 人（0.0%）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和 2 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和元年度（令和 2 年 3 月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10 安佐南警察署

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・ 所在地 広島市安佐南区西原九丁目3番20号
- ・ 所管区域 広島市安佐南区
- ・ 管内面積 117.24 km²
- ・ 管内人口 244,240人（令和2年3月末現在）
- ・ 組織体制 9課（警務課、会計課、留置管理課、生活安全課、交通課、刑事第一課、刑事第二課、地域課、警備課）
- ・ 職員数（令和2年4月1日現在）
 - 常勤職員数 214人
 - 会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 19人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

11 佐伯警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 広島市佐伯区倉重一丁目 26 番 1
- ・所管区域 広島市佐伯区
- ・管内面積 225.43 km²
- ・管内人口 140,055 人（令和元年 12 月 31 日現在）
- ・組織体制 7 課（警務課，会計課，生活安全課，地域課，刑事課，交通課，警備課）
- ・職員数（令和 2 年 4 月 1 日現在）
 - 常勤職員数 151 人
 - 会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 13 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において，路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事があった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島市佐伯区美鈴が丘東 5 丁目ほか路側式道路標識設置工事 令和元年度
根 拠	路側式道路標識工事仕様書(広島県警察本部)

12 呉警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 呉市西中央二丁目2番4号
- ・所管区域 呉市（広警察署の管轄区域を除く。）
- ・管内面積 141.26km²
- ・管内人口 124,237人（令和2年4月1日現在）
- ・組織体制 8課（警務課、会計課、生活安全課、地域課、刑事第一課、刑事第二課、交通課、警備課）
- ・職員数（令和2年4月1日現在）

常勤職員数	192人
会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数	20人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

工事請負契約における事務処理について

平成29年度の監査において、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事があり、適正な事務処理を行うよう指摘を行ったが、一部については、未対応の状況であった。工事の品質が確保されるよう、警察本部とも連携して取り組む必要がある。

13 三次警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 三次市十日市中二丁目6番6号
- ・所管区域 三次市
- ・管内面積 778.14 km²
- ・管内人口 51,880 人（令和2年1月1日現在）
- ・組織体制 7 課（警務課，会計課，生活安全課，刑事課，交通課，地域課，警備課）
- ・職員数（令和2年4月1日現在）
 - 常勤職員数 93 人
 - 会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 13 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

定例監査の結果（令和２年１２月１５日決定分）

第１ 監査の概要

１ 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する財務監査及び同項第 2 号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

２ 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 30 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

３ 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	会計管理部	令和２年７月２８日	令和２年７月８日	実地	４
2	危機管理監	令和２年７月２８日	令和２年７月１３日	実地	５
3	総務局	令和２年８月１２日	令和２年７月２９日	実地	６
4	地域政策局	令和２年７月１６日	令和２年７月２日	実地	８
5	選挙管理委員会事務局	令和２年７月１６日	令和２年７月２日	実地	９
6	商工労働局	令和２年７月２９日	令和２年７月９日	実地	10
7	農林水産局	令和２年８月４日	令和２年７月２１日	実地	12
8	広島海区漁業調整委員会事務局	令和２年８月４日	令和２年７月２１日	実地	13
9	広島県内水面漁場管理委員会事務局	令和２年８月４日	令和２年７月２１日	実地	14

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
10	土木建築局	令和2年7月22日	令和2年7月3日	実地	15
11	収用委員会	令和2年7月22日	令和2年7月3日	実地	18
12	企業局	令和2年7月20日	令和2年7月2日	実地	19
13	病院事業局	令和2年7月20日	令和2年7月2日	実地	20
14	議会事務局	令和2年8月6日	令和2年7月7日	実地	21
15	警察本部	令和2年7月21日	令和2年7月1日 令和2年10月8日	実地	22
16	監査委員事務局	令和2年11月30日	令和2年7月14日	書面	23
17	人事委員会事務局	令和2年11月30日	令和2年7月14日	書面	24
18	労働委員会事務局	令和2年11月30日	令和2年7月14日	書面	25
19	消防学校	令和2年7月2日	令和2年6月18日	実地	26
20	県立文書館	令和2年8月12日	令和2年7月29日	実地	27
21	県立総合技術研究所	令和2年8月12日	令和2年7月29日	実地	28
22	県立総合技術研究所食品 工業技術センター	令和2年9月8日	令和2年8月25日	実地	29
23	東部こども家庭センター	令和2年7月1日	令和2年6月17日	実地	30
24	県立広島学園	令和2年9月1日	令和2年8月18日	実地	31
25	県立総合精神保健福祉セ ンター	令和2年9月9日	令和2年8月27日	実地	32
26	県立身体障害者更生相談 所	令和2年9月9日	令和2年8月26日	実地	33
27	県立埋蔵文化財センター	令和2年8月5日	令和2年7月22日	実地	34
28	県立広島皆実高等学校	令和2年11月30日	令和2年9月8日	書面	35
29	県立三次高等学校	令和2年8月19日	令和2年8月19日	実地	37
30	県立三次中学校	令和2年8月19日	令和2年8月19日	実地	38
31	県立安芸高等学校	令和2年11月30日	令和2年9月9日	書面	39
32	県立広島井口高等学校	令和2年11月30日	令和2年9月3日	書面	40

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
33	県立大崎海星高等学校	令和2年11月30日	令和2年9月10日	書面	41
34	県立広島高等学校	令和2年8月21日	令和2年8月21日	実地	43
35	県立広島中学校	令和2年8月21日	令和2年8月21日	実地	44
36	県立広島南特別支援学校	令和2年11月30日	令和2年9月2日	書面	45
37	県立広島西特別支援学校	令和2年11月30日	令和2年6月24日	書面	46
38	警察学校	令和2年7月21日	令和2年7月1日	実地	47
39	尾道警察署	令和2年6月11日	令和2年6月11日	実地	48

4 委員の除斥

議会事務局の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、議員から選出された松岡委員及び金口委員を監査執行に当たり除斥した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 会計管理部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務
- 現金・物品の出納及び保管に関する事務
 - 会計・物品事務の指導、監督及び企画調整に関する事務
 - 支出命令等の審査、会計検査に関する事務
 - 決算の調製に関する事務
 - 契約事務の企画立案及び指導に関する事務(建設工事に係るものを除く)
 - 総務事務の集中処理に関する事務

イ 組織体制

3 課

課 名	会計総務課，審査指導課，総務事務課
-----	-------------------

ウ 職員数（令和2年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 56 人

エ 主な施策（令和2年度）

- 会計事務の品質向上
- 契約制度の活用促進
- 事務事業の改善

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項等があった。

【改善を求める事項】

回数券等の払戻しに係る事務処理について

バス回数券の払戻しに係る事務処理について、事前に文書による決裁を行わず払戻しを受けていた事案が見受けられた。

回数券等の払戻しに係る事務処理については、広島県物品管理規則等に明確な規定が定められていないことから、事前に決裁等により意思決定を行った上で払戻しを行うよう、処理方法を見直す必要がある。（総務事務課）

【検討要請事項】

使用予定のない郵便切手類の有効活用について

50 度数テレホンカード 42 枚が長期間使用されないまま保管されている事例が他局においてあった。

こうした使用予定のない郵便切手類については、全庁的に保有状況を把握し、他機関への所管換え等を含めた活用策について検討していただきたい。（総務事務課）

2 危機管理監

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 危機管理の総合調整に関する事務
消防及び高圧ガス等の取締りに関する事務

イ 組織体制 3 課

課 名	危機管理課, みんなで減災推進課, 消防保安課
-----	-------------------------

ウ 職員数 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 52 人

エ 主な施策 (令和 2 年度)

県民の避難行動等の促進
自主防災組織の活性化
県・市町の災害対処能力の向上
保安体制の充実

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 総務局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事務
職員の進退及び身分に関する事務
議会及び県の行政一般に関する事務
県の予算、税その他の財務に関する事務
統計に関する事務
条例の立案その他他局の主管に属しない事務

- イ 組織体制 10 課 3 チーム 1 担当

課 名	総務課、審理担当、秘書課、人事課、業務プロセス改革課、デジタルトランスフォーメーション推進チーム、福利課、財政課、財産管理課、税務課、経営企画チーム、ブランド・コミュニケーション戦略チーム、統計課、研究開発課
-----	--

- ウ 職員数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 283 人

- エ 主な施策（令和 2 年度）

県政の基本的事項の企画及び総合的推進
産業活動を支える基盤の強化
地域協働の仕組みづくり
地方創生の推進
新しい行政運営体制の確立

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

貸付財産の賃貸契約について

次の貸付財産における賃貸契約において、消費税及び地方消費税の引上げに伴う貸付料の変更を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。（総務課）

財 産	広島県庁舎外来駐車場用地 4,070.0 m ²
契約名	広島県庁舎外来駐車場運営等に係る土地（駐車場用地）一時賃貸契約
根 拠	社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）附則 15

【検討要請事項】

ア RPA 導入効果の検証について

業務の RPA 化については、平成 30 年度及び令和元年度で 10 の業務で導入しているところであるが、今後、RPA 化を推進していくに当たっては、導入の効果が目に見えるよう、

R P A導入の費用対効果を数値化し、検証しながら導入を進めることを検討していただきたい。(業務プロセス改革課)

(R P A : Robotic Process Automation : ロボットによる業務効率化)

イ 公有財産の適正管理について

分社化により新会社に承継された電柱の使用許可について、元会社による財産返還及び新会社に対する新規の使用許可をするよう手続の統一化が図られたが、使用料の徴収手続については徹底されなかった。そのため、使用料の納入期限が所属によって相違することとなったが、こうした事務手続の不徹底は、相手方に混乱を生じさせかねないものであり、統一的な取扱いに努めていただきたい。(財産管理課)

ウ 事務処理の簡略化・効率化について

事務の軽減やリスク回避という観点から、庁舎貸付時の電気代を定額制にした方がメリットがあると考えられるものについては、定額制を取り入れるなど、費用対効果を踏まえながら柔軟に対応するよう、引き続き検討していただきたい。(財産管理課)

4 地域政策局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 都市活性化，中山間地域対策その他の地域振興の推進及び総合調整に関する事項

市町その他公共団体の自治の振興に関する事項

スポーツに関する事項（学校における体育に関することを除く。）

イ 組織体制

7 課 1 チーム

課 名	地域政策総務課，地域力創造課，都市圏魅力づくり推進課，中山間地域振興課，市町行財政課，スポーツ推進課，国際課，平和推進プロジェクト・チーム
-----	---

ウ 職員数（令和2年4月1日現在）

常勤職員の合計 120 人

エ 主な施策（令和元年度）

地域振興施策の企画調整，国土調査

交流・定住促進対策，鉄道・バス・離島航路等の交通対策

都市活性化施策の企画調整

中山間地域振興施策の推進

市町行財政運営助言，地方交付税，起債，市町に対する総合的支援，市町への権限移譲の総合調整

スポーツの推進

国際交流・平和貢献の推進，多文化共生社会づくり，留学生受入促進

「国際平和拠点ひろしま構想」の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

管理委任物品に係る事務処理について

次の管理委任物品について，指定管理者と締結した物品の管理に関する覚書を変更していなかった。適正な事務処理に努められたい。（国際課）

物 品	電子レンジ 1 台
	電気洗濯機 1 台
根 拠	広島県物品管理規則第 17 条の 2 第 1 項

5 選挙管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 公職選挙法・政治資金規正法・政党助成法に関すること

(イ) 職員数（令和2年4月1日現在）

常勤職員数 4人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

6 商工労働局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 商業、工業及び観光に関する事務
物資（農林水産物資を除く）の流通に関する事務
労働に関する事務
- イ 組織体制 9課2チーム

課 名	商工労働総務課，雇用労働政策課， 働き方改革推進・働く女性応援課，職業能力開発課， イノベーション推進チーム，産業人材課， 医工連携推進プロジェクト・チーム，経営革新課， 県内投資促進課，海外ビジネス課，観光課
-----	---

- ウ 職員数（令和2年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 184人

- エ 主な施策（令和元年度）
未来に挑戦する産業基盤の創生
女性の活躍促進
多様な人材の就業支援
働き方改革
第4次産業革命を好機とした生産性革命
中小企業・小規模企業の持続的な成長への支援
イノベーション・エコシステムの共通基盤の強化
多様な創業と新事業展開の促進
多様な投資誘致の促進
成長産業の育成・支援
観光地ひろしまの推進
瀬戸内 海の道構想の推進
「ひろしま」ブランド価値向上の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、知事ではなく、広島県イノベーション推進チーム担当課長名義で変更契約を締結していた。適正な事務処理に努められたい。（イノベーション推進チーム）

業 務 名	「Innovation Potluck」動画撮影業務（令和元年度）
根 拠	広島県契約規則第3条

【改善を求める事項】

契約に係る事務処理について

次の委託契約については、設計金額内訳の大半が工事費であるなど建設工事の完成を目的として締結する契約とみなされることから、この場合の支出科目は「工事請負費」が適当と考えられ、建設業法に適合した請負契約形態とする必要がある。(イノベーション推進チーム)

業 務 名	・ ひろしま産学共同研究拠点材料MBRものづくり制御実験室空調整備業務 (令和元年度) ・ 電力計器交換調整等業務 (令和元年度)
-------	--

【検討要請事項】

ア 類似業務に係る複数の契約について

次に掲げる委託業務は、同時期に平行して事務処理が行われており、業務内容、履行場所及び履行期間がほぼ同じであったり、契約の相手方が同一であることから、契約の一本化を検討するなど、より適切な契約方法を選択していただきたい。(イノベーション推進チーム)

業 務 名	・ ひろしま産学共同研究拠点設備等撤去及び処分業務(西棟) (令和元年度) ・ ひろしま産学共同研究拠点設備等撤去及び処分業務(南棟) (令和元年度) ・ ひろしま産学共同研究拠点内装撤去処分及び補修業務 (令和元年度)
	・ ひろしまサンドボックス実証実験紹介パンフレット取材業務 (令和元年度) ・ AI/IoT 実証プラットフォーム事業プロモーションに関するパンフレット作成業務 (令和元年度)
	・ AI/IoT 実証プラットフォーム事業“ひろしまサンドボックス”海外プロモーション戦略企画 ロケーションハンティング業務 (令和元年度) ・ AI/IoT 実証プラットフォーム事業“ひろしまサンドボックス”海外プロモーション戦略企画業務 (令和元年度)
	・ 「Innovation Potluck」動画撮影業務 (令和元年度) ・ 「イノベーション・ハブ・ひろしま Camps」映像制作業務 (令和元年度)

イ 委託役務業務の随意契約について

委託役務業務の契約方法は、地方自治法により一般競争入札を原則とし、随意契約により契約相手を選定する場合は、地方自治法施行令に定める場合に該当するときに限り行うことができるものであることから、その適用については慎重に判断し、随意契約を行う理由及び業者選定について客観的かつ具体的な理由を明確にするとともに、公募型プロポーザルについても積極的に活用するなど、競争性、公平性の確保に努め、適正な契約事務を行うよう取り組んでいただきたい。(イノベーション推進チーム)

業 務 名	ひろしまサンドボックス実証実験紹介動画作成業務 (令和元年度)
根 拠	広島県契約規則第 32 条

ウ 事業の成果指標について

次に掲げる事業は、常設拠点 (イノベーション・ハブ・ひろしま Camps) の利用者数及び事業化件数を成果指標としているが、事業目的の達成度合いをより適切に測ることができる成果指標を検討していただきたい。(イノベーション推進チーム)

業 務 名	ひろしまオープン・イノベーション推進事業
-------	----------------------

7 農林水産局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 農業、林業及び水産業に関する事務
農林水産物資の流通に関する事務

イ 組織体制 12 課 1 担当

課 名	農林水産総務課，団体検査課，販売・連携推進課，就農支援課，農業経営発展課，農業技術課，畜産課，水産課，林業課，森林保全課，農林整備管理課，農業基盤課，ため池・農地防災担当
-----	---

ウ 職員数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 263 人

エ 主な施策（令和元年度）

産業として自立できる農林水産業の確立
農林水産物の販売力の強化
県民の安全で安心できる食生活の実現
農林地の公益的機能の維持発揮
農山漁村地域の暮らしの安全安心の確保

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

ひろしまの森づくり事業について

ひろしまの森づくり事業については，ひろしまの森づくり県民税を財源とした基金により事業を実施しているが，森林環境譲与税による事業の開始を踏まえ，同事業を実施する市町と連携するなどして，ひろしまの森づくり県民税が有効に活用され，税収に見合った事業展開となるよう取組を進めていただきたい。（森林保全課）

8 広島海区漁業調整委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他漁業調整に関する事務

(イ) 職員数（令和2年4月1日現在）

常勤職員数 4 人（専任職員なし，併任職員数4人）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

9 広島県内水面漁場管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 10 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務

(イ) 職員数（令和2年4月1日現在）

常勤職員数 4 人（専任職員なし，併任職員数4人）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

10 土木建築局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 道路及び河川，砂防に関する事務
都市計画（他局の主管に属する事務を除く。）その他都市の整備に関する事項
住宅及び建築に関する事務
空港，港湾，漁港その他土木に関する事務

イ 組織体制 17 課

課 名	土木建築総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，道路河川管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，空港振興課，港湾振興課，港湾漁港整備課，都市計画課，都市環境整備課，建築課，住宅課，営繕課
-----	---

ウ 職員数（令和2年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 369 人

エ 主な施策（令和元年度）

将来に向けた強靱なインフラの創生
広域的な交流・連携基盤の強化
集客・交流機能の強化とブランド力向上
環境保全と循環型社会の構築
防災・減災対策の充実・強化
自立した生活ができる環境の整備
総合的な交通安全対策の推進
持続可能なまちづくり
既存ストックの機能改善等
社会資本の適正な維持管理

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

次の委託契約において，具体的な理由なく随意契約をするとともに，契約内容が仕様書で明確に定められていなかった。適正な事務処理に努められたい。（港湾漁港整備課）

契約名	国際拠点港湾 広島港 臨港道路交通量推計業務
根 拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号

イ 管理委任物品に係る事務処理について

次の管理委任物品について，指定管理者と締結した基本協定書の備品台帳に記載がなかった。適正な事務処理に努められたい。（空港振興課）

物 品	複写機 1 台
根 拠	広島県物品管理規則第 17 条の 2

ウ 財産の使用許可について

次の財産について、使用許可の手続は行われているが、使用許可台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。(空港振興課)

財 産	土地 (広島ヘリポート 整圧室移設工事用地)
根 拠	広島県公有財産管理規則第61条, 第64条

【改善を求める事項】

ア 財産・物品の管理について

使用許可した財産、貸付財産、借受財産、及び貸付や管理委任した物品については、その状況を明らかにするため、台帳を作成し、記載した事項に変更が生じたときは、その都度整理しなければならないが、本年度の指摘事項のほか、昨年度の指摘事項等についても未対応の状況であった。全ての財産について、再度、台帳への記録管理が適正に行われているか再点検する必要がある。(空港振興課)

イ 港湾特別整備事業費特別会計に係る財務書類等の公表について

港湾特別整備事業費特別会計については、昨年度の監査において、経営状況の一層の透明化を図るため、地方公会計の統一的な基準によって、特別会計全体の財務書類を作成し、公表するよう改善を求めたところであるが、未だ公表されるに至っていない。早期に公表できるよう取り組んでいただきたい。(土木建築総務課、港湾振興課)

ウ 交付金における事務処理について

次の交付金交付事務において、交付要綱を根拠として事務処理が行われているが、交付要綱に定めた交付時期までに交付できていないものがあつた。当該交付金の交付目的を踏まえ、必要に応じて交付要綱の見直しを行うことも含めて、事務手続を改善し、交付要綱に基づいた適切な事務処理を行う必要がある。(道路河川管理課)

交付金名	広島県土木建築公共事業移譲交付金 (平成 31 年度)
------	-----------------------------

(3) 知事の要請による監査の結果

【広島高速道路公社の再発防止策に係る県の取組状況】

広島高速道路公社(以下「公社」という。)は、高速 5 号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会による調査報告書を踏まえて再発防止策を策定し、それを実行している。公社を指導監督する局の取組状況について、次のとおり確認したが、再発防止に向けて、公社の取組状況の検証を定期的に行うなど、県の外部統制が機能するよう、更なる取組を進めていただきたい。(道路企画課)

ア 公社のガバナンスに対する県の外部統制については、公社の組織風土を抜本的に改革していく必要があることから、企業経営に十分な実績のある者を理事長に任命するとともに、第三者の視点により業務のチェック体制を強化するため公認会計士を監事に任命し、加えて、

公社のコンプライアンスの徹底や監理体制の強化を図るため弁護士を理事として任命することを認可している。

また、理事長と連携を密にするとともに、連絡調整会議幹事会を月1回程度開催するなど、県として事業の進捗状況等を逐次把握するようにしている。

イ 公社の意識改革については、公社の新体制の下、公社の改革に取り組むとともに、局の意識改革にも取り組んでいる。

ウ 公社における入札契約手続等に関する研修の開催状況など、公社の再発防止策の取組状況を確認し、広島市と連携して指導・助言を行っている。

11 収用委員会

(1) 機関の概要

- ア 委員 委員 7 人，予備委員 2 人
- イ 事務組織の概要
 - (ア) 主な分掌事務 土地収用に関する事務
 - (イ) 組織体制（令和 2 年 4 月 1 日現在）
専任職員なし（土木建築総務課が事務を執行）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

12 企業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 工業用水道事業に関する事務
水道用水供給事業に関する事務
土地造成事業に関する事務
水道事業の広域連携に関する事務
流域下水道事業に関する事務

- イ 組織体制 4 課 1 担当

課・担当名	企業総務課, 土地整備課, 水道課, 水道広域連携推進担当, 流域下水道課
-------	--

- ウ 職員数 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

公営企業管理者を含む常勤職員の合計 66 人 (併任職員を除く。)

- エ 主な施策 (令和元年度)

県営水道施設の強靱化対策事業
二期トンネル (海田・呉トンネル) 整備事業
広域連携推進事業
本郷地区土地造成事業

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

13 病院事業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県立病院の運営に関する事務
- イ 組織体制 1 課（県立病院課）
- ウ 職員数（令和2年4月1日現在）
病院事業管理者を含む常勤職員及び再任用職員の合計 13 人
- エ 主な施策（令和元年度）
高度急性期医療の提供等（広島病院）
地域と一体となった医療の提供（安芸津病院）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において、検討要請事項があった。

【検討要請事項】

ア 持続可能な病院事業の運営について

近年の資金収支の悪化から、内部留保資金が逡減していることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減少などから、医業収益の減益が続き、病院経営を圧迫する状況となっている。さらに、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことから、今後も収支への影響が続くものと推測される。

病院事業が持続的に運営されるためには、老朽化した医療機器や設備等の更新計画及びその財源の確保が非常に重要であることから、設備等の更新計画を踏まえた長期の資金収支見通しに基づき、資金収支の改善に向けた取組を一層進めていただきたい。

イ 安芸津病院の施設の耐震化について

安芸津病院旧棟の耐震化については、本年度に策定予定の第7次病院事業経営計画（以下「次期計画」という。）において、病院のあり方も含めた方向性を示す予定であったが、策定の基本となる総務省の「新公立病院改革ガイドライン」の改定が遅れていることなどから、次期計画の策定期間は未定となっている。

次期計画の策定を先送りする場合であっても、早期に方向性を明確にしていきたい。

14 議会事務局

(1) 機関の概要

ア 議員 64 人 (令和 2 年 7 月 1 日現在)

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 議長及び副議長の秘書に関する事務
議員の厚生福利に関する事務
議会本会議などの運営の事務処理に関する事務
各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務

(イ) 組織体制 4 課

課 名	秘書課, 総務課, 議事課, 政策調査課
-----	----------------------

(ウ) 職員数 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

常勤職員数 40 人 (併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

15 警察本部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務

イ 組織体制 7 部 34 課 1 室 6 隊 1 所

部 名	課名等
総務部	総務課，広報課，会計課，施設課，装備課，情報管理課
警務部	警務課，人材育成課，警察安全相談課，厚生課，監察官室，留置管理課
生活安全部	生活安全総務課，人身安全対策課，少年対策課，生活環境課，サイバー犯罪対策課
地域部	地域課，通信指令課，自動車警ら隊，鉄道警察隊
刑事部	刑事総務課，捜査第一課，捜査第二課，捜査第三課，組織犯罪対策課，捜査第四課，薬物銃器対策課，鑑識課，機動捜査隊，科学捜査研究所
交通部	交通企画課，交通規制課，交通指導課，運転免許課，交通機動隊，高速道路交通警察隊
警備部	公安課，警備課，危機管理課，外事課，機動隊

ウ 職員数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び会計年度任用職員の合計 1,909 人

エ 主な施策（令和 2 年）

総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化
子供・女性を守る取組と少年非行防止対策の推進
住民の安心感を高める地域警察活動の推進
組織犯罪対策の推進
交通事故抑止総合対策の推進
災害，テロ等緊急事態対策の推進
サイバー空間の安全の確保
県民の期待と信頼に応える治安基盤の確立

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

工事請負契約における事務処理について

平成 29 年度に実施した警察署の監査において，「路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）」に定める基準を満たしていない工事があり，適正な事務処理を行うよう指摘を行ったが，一部については，未対応の状況であった。各警察署に対し，基準に適合した工事が行われるよう指導を徹底するなど，警察本部として工事の品質確保に向けた組織的な取組を行う必要がある。（交通規制課）

16 監査委員事務局

(1) 機関の概要

ア 監査委員 4 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務
決算審査等，例月出納検査，住民監査請求及び外部監査に関する事務

(イ) 職員数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数 17 人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

17 人事委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 3 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 人事行政に関する調査に関する事務
給与、勤務時間その他の勤務条件など職員に関する制度の研究及び勧告
職員の競争試験及び選考に関する事務
職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査に関する事務

(イ) 組織体制 2 課

課 名	合同総務課，公務員課
-----	------------

(ウ) 職員数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数 21 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

18 労働委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事務
労働組合の資格審査に関する事務
不当労働行為の審査に関する事務

(イ) 職員数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数 12 人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等は無かった。

19 消防学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 市町の消防職員及び消防団員の教育訓練
消防に関する学術技能及びその運用法の調査研究
- ・ 所在地 広島市安佐北区倉掛二丁目 33 番 2 号
- ・ 職員数 14 人（令和 2 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）
- ・ 教育訓練実績（令和元年度）

教育種別		修了者数
消防職員	初任教育	138 人
	専科教育	214 人
	幹部教育	28 人
	特別教育	80 人
	（小計）	460 人
消防団員	専科教育	21 人
	幹部教育	92 人
	特別教育	414 人
	（小計）	527 人
合 計		987 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

文書管理システムの適正な使用について

文書管理システムにより作成し、電子決裁を受けるべき起案文書について、文書管理システムによらないものが多数あった。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。

20 県立文書館

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 県に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集、整理及び保存に関する事務
文書等の利用に関する事務
文書等の調査及び研究に関する事務
文書等についての専門的な知識の普及啓発等

イ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号

ウ 職員数（令和2年4月1日現在）

常勤職員数 5人

会計年度任用職員数 7人

エ 主な事業実績（令和元年度）

- 重要な行政文書等の収集・整理・保存・管理（令和2年4月1日現在）
行政文書約6万3千冊，行政資料約11万冊，古文書約28万8千点
マイクロフィルム約236万コマ，複製資料約4万冊，図書約2万4千冊
- 利用状況（令和元年度）

来館者数	文書出納	複写枚数
5,328人	8,369冊	8,053枚

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等は無かった。

21 県立総合技術研究所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 産業技術（工業，農業，畜産業，水産業及び林業）並びに保健及び環境に関する試験研究の企画及び管理
- イ 所在地 広島市中区紙屋町一丁目1番20号 いよぎん広島ビル6階
- ウ 組織体制 1部（企画部）
- エ 職員数（令和2年4月1日現在）
常勤職員数 11人
会計年度任用職員 1人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

22 県立総合技術研究所 食品工業技術センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 食品工業技術に関する試験研究及びその成果の技術移転，食品工業技術に関する指導・研修・情報提供，設備の利用提供，試験・検査・分析・鑑定等
- ・所在地 広島市南区比治山本町 12 番 70 号
- ・組織体制 3 部 1 担当〔総務担当，技術支援部，生物利用研究部，食品加工研究部〕
- ・職員数 29 人（令和 2 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 廃における支出について

廃においては，翌年度の 4 月 30 日までに支出を行う必要があるが，その日を過ぎて工事請負費の支出を行っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県会計規則第 5 条
-----	--------------

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において，感知器の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立総合技術研究所食品工業技術センター消防用設備等保守点検業務（令和元年度～令和 3 年度）
-----	--

23 東部こども家庭センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること
児童に関する相談に関すること
知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること
配偶者等からの暴力被害者に関する相談、関係機関との調整、自立支援、医学的又は心理学的な指導等に関すること
児童の一時保護に関すること など
- ・所在地 福山市瀬戸町山北 291-1
- ・組織体制 4 課（総務課，相談援助第一課，相談援助第二課，一時保護課）
- ・職員数 45 人（令和 2 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
※休職者なし。
- ・主な事業実績（平成 30 年度）

ア 相談種別受付件数

（単位：件）

心身障害	養 護	育 成	非 行	保 健	その他	計
804	1,545	79	130	0	23	2,581

イ 児童虐待相談処理件数

（単位：件）

身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
393	322	14	558	1,287

ウ 一時保護状況

実人員	延人員
249 人	3,591 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、消火器の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県東部こども家庭センター消防用設備等保守点検業務（平成 31 年度～令和 3 年度）
-----	--

24 県立広島学園

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 児童福祉法第 44 条に規定する児童自立支援施設（不良行為をなし，又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ，又は保護者の下から通わせて，個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い，その自立を支援し，あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設）
- ・ 所在地 東広島市八本松町原 10844 番地
- ・ 組織体制 2 課（総務課，自立支援課）
- ・ 職員数（令和 2 年 4 月 1 日現在）
常勤職員数 25 人
会計年度任用職員数 8 人（夜間指導員 34 名を除く。）
- ・ 児童の状況（令和 2 年 8 月 1 日現在）（単位：人）

区 分	小学生			中学生			中卒生	計
	4 年生	5 年生	6 年生	1 年生	2 年生	3 年生		
男 子	1 (0)	2 (0)	0 (0)	4 (0)	3 (0)	3 (0)	0 (0)	13 (0)
女 子	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	5 (0)
計	1 (0)	2 (0)	1 (0)	5 (0)	5 (0)	3 (0)	1 (0)	18 (0)

（注）（ ）内は措置停止数で内数

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において，消火器，感知器及び音響装置の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契 約 名	平成 30 年度～令和 2 年度 広島県立広島学園消防用設備等保守点検業務
-------	---------------------------------------

25 県立総合精神保健福祉センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及，調査研究
精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談，指導（複雑又は困難なもの）
及びこれに付随する診療
回復途上にある精神障害者に対する生活指導，作業指導及びこれに付随する診療
- ・所在地 安芸郡坂町北新地二丁目3番77号
- ・組織体制 3課（総務企画課，地域支援課，生活支援課）
- ・職員数 23人（令和2年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・主な事業実績（令和元年度）

ア 技術指導・技術援助

実施回数	参加延人員
112回	1,765人

イ 相談指導（延人員）

個別相談	電話相談	集団指導
3,747人	1,647件	949人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

現金出納簿の備付について

常時の資金前渡により現金を管理しているが，令和2年度の現金出納簿を備えていなかった。
適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県会計規則第82条第1項
----	----------------

26 県立身体障害者更生相談所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 身体障害者に関する専門的な相談及び指導
補装具・自立支援医療（更生医療）の給付等の医学的判定
障害者支援施設への入所調整等
- ・所在地 東広島市西条町田口 295 番 3 号
- ・職員数（令和 2 年 4 月 1 日現在）
常勤職員及び再任用職員数 8 人
ろうあ者専門相談員 1 人
障害者支援事務従事員 1 人
- ・主な事業実績（平成 30 年度）

ア 相談実施件数

更生医療	補装具	手帳	職業	施設	生活	その他	計
1,606	1,829	9	0	0	0	1	3,445

イ 判定実施件数

手帳交付 要否診断	医学的判定		心理	職能	その他	計
	更生医療	補装具				
6	1,007	1,091	0	0	0	2,104

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

27 県立埋蔵文化財センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 埋蔵文化財の調査研究及び出土遺物の整理収蔵に関する事務
- イ 所在地 広島市西区観音新町四丁目8番49号
- ウ 職員数（令和2年4月1日現在）
常勤職員数 7人（専任職員なし，兼務職員7人）
- エ 主な事業実績（令和元年度）
出土遺物の保存処理 203点，出土遺物等の貸出
市町職員の発掘調査技術研修2課程
出土遺物，写真資料，図書資料の整理・保存

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

28 県立広島皆実高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市南区出汐二丁目4番76号
- ・教職員数（令和2年5月1日現在）
 本務者数 81人
 非常勤講師・再任用短時間勤務職員数 18人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制											
学科・学年等		普通科				衛生看護科				体育科			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		240	240	240	720	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		242	238	230	710	40	40	39	119	40	40	40	120
充足率 (%)		100.8	99.2	95.8	98.6	100.0	100.0	97.5	99.2	100.0	100.0	100.0	100.0
退学者 (人)		3 (1)				0 (0)				0 (0)			
休学者 (人)		1				1				0			
進 学 就 職	大学・短大	197 人 (87.6%)				40 人 (100.0%)				37 人 (94.9%)			
	専修・各種	17 人 (7.6%)				0 人 (0.0%)				0 人 (0.0%)			
	就 職	5 人 (2.2%)				0 人 (0.0%)				0 人 (0.0%)			
	その他	6 人 (2.7%)				0 人 (0.0%)				2 人 (5.1%)			

課 程		全 日 制			
学科・学年等		合 計			
		1	2	3	計
総定員 (人)		320	320	320	960
生徒数 (人)		322	318	309	949
充足率 (%)		100.6	99.4	96.6	98.9
退学者 (人)		3 (1)			
休学者 (人)		2			
進 学 就 職	大学・短大	274 人 (90.1%)			
	専修・各種	17 人 (5.6%)			
	就 職	5 人 (1.6%)			
	その他	8 人 (2.6%)			

課 程		専 攻 科		
学科・学年等		衛生看護科		
		1	2	計
総定員 (人)		40	40	80
生徒数 (人)		41	35	76
充足率 (%)		102.5	87.5	95.0
退学者 (人)		2 (2)		
休学者 (人)		3		
進 学 就 職	大学・短大	2 人	(4.9%)	
	専修・各種	0 人	(0.0%)	
	就 職	39 人	(95.1%)	
	その他	0 人	(0.0%)	

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和2年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」の状況は、令和元年度（令和2年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

使用許可財産	使用許可内容	徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限	使用料(年額)
土地	電柱4本・支線2条	令和2年4月30日	令和2年5月25日	9,000円
根拠	広島県会計規則第11条第3項			

イ 学校諸費会計等の取扱事務について

次の学校諸費会計において、現金を管理する場合に、現金出納簿が整備されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

会計名	1学年会計（令和2年度）
根拠	学校諸費会計等取扱要綱第4条第1項

29 県立三次高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 三次市南畑敷町 155 番地
- ・教職員数（令和 2 年 5 月 1 日現在）
 - 全日制 本務者数 47 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 10 人
 - 定時制 本務者数 11 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 6 人

・生徒の状況

課 程		全日制				定時制				
学科・学年等		普通科				普通科				
		1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員（人）		200	200	200	600	40	40	40	40	160
生徒数（人）		167	163	188	518	8	8	10	3	29
充足率（％）		83.5	81.5	94.0	86.3	20.0	20.0	25.0	7.5	18.1
退学者（人）		0（0）人				1（1）人				
休学者（人）		0 人				3 人				
進 学 就 職	大学・短大	144 人（74.6％）				0 人（0.0％）				
	専修・各種	35 人（18.1％）				1 人（14.3％）				
	就 職	7 人（3.6％）				5 人（71.4％）				
	その他	7 人（3.6％）				1 人（14.3％）				

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和 2 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和元年度（令和 2 年 3 月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

30 県立三次中学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく中学校教育の実施
- ・所在地 三次市南畑敷町 155 番地
- ・教職員数（令和 2 年 5 月 1 日現在）
 - 本務者数 11 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 1 人
- ・生徒の状況

学年		1	2	3	計
総定員（人）		80	80	0	160
生徒数（人）		80	80	0	160
充足率（%）		100.0	100.0	0	100.0
進 学 就 職	進 学	0 人（ 0%）			
	就 職	0 人（ 0%）			
	その他	0 人（ 0%）			

（注）・「学年」の生徒数等は，令和 2 年 5 月 1 日現在である。

・「進学就職」の状況は，令和元年度（令和 2 年 3 月末現在）である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

31 県立安芸高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市東区上温品四丁目 65 番 1 号
- ・教職員数（令和 2 年 5 月 1 日現在）
 - 本務者数 34 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 9 人
- ・生徒の状況

課程		全日制			
学科・学年等		総合学科			
		1	2	3	計
総定員（人）		120	120	120	360
生徒数（人）		91	95	99	285
充足率（％）		75.8	79.2	82.5	79.2
退学者（人）		11（0）			
休学者（人）		0			
進 学 就 職	大学・短大	33 人		(30.6%)	
	専修・各種	45 人		(41.7%)	
	就職	24 人		(22.2%)	
	その他	6 人		(5.6%)	

（注）・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 2 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」の状況は、令和元年度（令和 2 年 3 月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等は無かった。

32 県立広島井口高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市西区井口明神二丁目 11 番 1 号
- ・教職員数（令和 2 年 5 月 1 日現在）
 本務者数 58 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 14 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員	(人)	280	280	320	880
生徒数	(人)	282	282	319	883
充足率	(%)	100.7	100.7	99.7	100.3
退学者	(人)	0 (0)			
休学者	(人)	0			
進 学 就 職	大学・短大	267 人 (85.6%)			
	専修・各種	15 人 (4.8%)			
	就 職	1 人 (2.3%)			
	その他	29 人 (9.3%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 2 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和元年度（令和 2 年 3 月末現在）である。

- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、広島井口高等学校の感知器の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立広島観音高等学校外 3 校 消防用設備等保守点検業務
-----	--------------------------------

33 県立大崎海星高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 豊田郡大崎上島町中野 3989-1
- ・教職員数（令和2年5月1日現在）
 - 本務者数 16人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 9人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		40	40	40	120
生徒数（人）		25	36	30	91
充足率（％）		62.5	90.0	75.0	75.8
退学者（人）		3（0）			
休学者（人）		0			
進 学 就 職	大学・短大	10人（31.3％）			
	専修・各種	9人（28.1％）			
	就 職	12人（37.5％）			
	その他	1人（3.1％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和2年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和元年度（令和2年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 消防用設備等の点検結果の報告について

消防用設備等について、消防法に基づく必要な点検は実施していたが、その結果を消防署長に報告していなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	消防法第17条の3の3
-----	-------------

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、大崎海星高等学校の感知器の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	竹原高校・忠海高校・大崎海星高校 消防用設備等保守点検業務（平成30～32 年度）
-----	---

34 県立広島高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 東広島市高屋町中島 31 番地 7
- ・教職員数（令和 2 年 5 月 1 日現在）
 - 本務者数 56 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 21 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		240	240	240	720
生徒数（人）		242	244	235	721
充足率（％）		100.8	101.7	97.9	100.1
退学者（人）		3（0）			
休学者（人）		2			
進 学 就 職	大学・短大	204 人（87.2％）			
	専修・各種	21 人（9.0％）			
	就 職	2 人（0.9％）			
	その他	7 人（3.0％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和 2 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和元年度（令和 2 年 3 月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、契約の履行に関する保証を付させていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立広島中学校・高等学校放送室設備改修工事（令和元年度）
根 拠	建設工事執行規則第 10 条第 1 項 建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領 第 3

35 県立広島中学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく中学校教育の実施
- ・所在地 東広島市高屋町中島 31 番地 7
- ・教職員数（令和 2 年 5 月 1 日現在）
 - 本務者数 31 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 5 人
- ・生徒の状況

学年		1	2	3	計
総定員（人）		160	160	160	480
生徒数（人）		159	157	158	474
充足率（%）		99.4	98.1	98.8	98.8
進 学 就 職	進 学	160 人（100.0%）			
	就 職	0 人（ 0%）			
	その他	0 人（ 0%）			

（注）・「学年」の生徒数等は、令和 2 年 5 月 1 日現在である。

・「進学就職」の状況は、令和元年度（令和 2 年 3 月末現在）である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

36 県立広島南特別支援学校

(1) 機関の概要

・主な業務 聴覚障害のある幼児・児童・生徒に対する教育の実施

・所在地 広島市中区吉島東二丁目 10 番 33 号

・教職員数 72 人（4 人）

〔令和 2 年 5 月 1 日現在で本務者数，（ ）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕

・生徒の状況

本 校	部・学年等	幼稚部				小学部							中学部				高等部			
		3 歳	4 歳	5 歳	計	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
	男子（人）	3	2	2	7	1	6	2	0	3	1	13	5	2	3	10	4	4	1	9
	女子（人）	0	1	2	3	4	1	2	0	1	1	9	1	1	3	5	8	2	7	17
	合計（人）	3	3	4	10	5	7	4	0	4	2	22	6	3	6	15	12	6	8	26
卒業（人）		—											9人				7人			
進 学 就 職	進学	—				—							9人（100.0%）				1人（14.3%）			
	就職	—				—							0人（0.0%）				4人（57.1%）			
	その他	—				—							0人（0.0%）				2人（28.6%）			

注 「部・学年」の生徒数等は，令和 2 年 5 月 1 日現在である。

「卒業者」，「進学就職」の状況は，令和元年度（令和 2 年 3 月末現在）である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 廃における支出について

廃においては，翌年度の 4 月 30 日までに支出を行う必要があるが，その日を過ぎて工事請負費の支出を行っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県会計規則第 5 条
-----	--------------

イ 物品の購入について

次の消耗品を購入する経費について，需用費ではなく備品購入費の節で支出していた。適正な事務処理に努められたい。

物 品	プロジェクター 2 台
根 拠	地方自治法施行規則第 15 条第 2 項

37 県立広島西特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 独立行政法人国立病院機構広島西医療センターに入院している（入院する見込みの者を含む。）児童・生徒に対する教育の実施
- ・所在地 大竹市玖波四丁目6番10号
- ・教職員数（令和2年5月1日現在）
 本務者数 28人
 会計年度任用職員数・再任用短時間勤務職員数 2人
- ・生徒の状況

部・学年等		小学部						中学部				高等部				
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
男子(人)		1						1	1	2		3		4	1	9
女子(人)						1		1	1	1	1	3	3			7
合計(人)		1				1		2	2	3	1	6	3	4	1	16
卒業（人）		—						1人				1人				
就進 職学	進 学	—						1人 （100.0%）				0人 （ 0.0%）				
	就 職	—						0人 （ 0.0%）				0人 （ 0.0%）				
	その他	—						0人 （ 0.0%）				1人 （100.0%）				

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、令和2年5月1日現在である。

・「卒業者」、「進学就職」の状況は、令和元年度（令和2年3月末現在）である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

38 警察学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事務
- イ 所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番27号
- ウ 組織体制 6課（庶務課，会計課，教務課，体練課，学生課，現任課）
- エ 職員数（令和2年4月1日現在）
常勤職員及び会計年度任用職員の合計 168人
- オ 主な事業実績（令和元年度）

・教養実施状況

区 分			教養期間			入校状況	
			学校教養	職場実習	実戦実習	回数	人員
採用時教養	初任科	大学卒	6 か月	4 か月	—	2	85
		その他	10 か月	4 か月	—	2	39
	初任補修科	大学卒	2 か月	—	3 か月	2	75
		その他	3 か月	—	4 か月	2	36
	一般職員初任科		14 日間			2	21
小 計			—			10	256
任用時教養	警部補任用科		12 日間			1	19
	巡査部長任用科		12 日間			1	18
	部門別任用科		12～26 日間			5	120
各種専科			4 ～18 日間			54	802
小 計			—			61	959
合 計			—			71	1, 215

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

39 尾道警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 尾道市新浜 1 丁目 7 番 3 4 号
- ・所管区域 尾道市（一部区域を除く。）
- ・管内面積 279.1 km²
- ・管内人口 132,857 人（令和 2 年 1 月 31 日現在）
- ・組織体制 7 課（警務課，会計課，生活安全刑事課，刑事課，交通課，地域課，警備課）
- ・職員数（令和 2 年 4 月 1 日現在）
 - 常勤職員数 166 人
 - 会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 8 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 行政財産の使用料について

行政財産の使用許可に伴う使用料について、徴収すべき使用料の額を誤っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

財産名称	尾道警察署若潮寮（設置線等の埋設：12m）
根 拠	行政財産の使用料に関する条例 別表第二

イ 行政財産の使用許可に係る事務処理について

次の行政財産の使用許可について、財産サブシステムによらずに、使用許可調書及び許可書を作成していた。また、使用許可台帳の作成が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

財産名称	尾道警察署若潮寮（設置線等の埋設：12m，電柱等の設置：2 本） 尾道警察署栗原東県警待機宿舍 59.60 号館（電柱等の設置：2 本） 尾道警察署栗原東県警待機宿舍 59.60 号館（電柱等の設置：4 本） 尾道警察署三軒家町宿舍（電柱等の設置：2 本）
根 拠	広島県公有財産管理規則第 61 条，第 69 条 財産管理事務処理要綱第 3 条

【改善を求める事項】

工事請負契約における事務処理について

平成 29 年度に実施した因島警察署（平成 30 年 4 月に尾道警察署と統合）の監査において、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事があり、適正な事務処理を行うよう指摘を行ったが、未対応の状況であったことから、工事の品質が確保される

ように、警察本部とも連携して取り組む必要がある。

財政的援助団体等監査の結果（令和２年１２月１５日決定分）

第１ 監査の概要

１ 監査の趣旨

財政的援助団体等監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する財政的援助団体等監査を実施するもので、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、県が補助金等を交付している団体については、対象事業が補助等の目的に沿って適正で効果的に行われているか、県が出資又は出えんを行っている団体については、当該団体の事業が出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか、また、公の施設の指定管理者については、管理を行わせている趣旨に沿って施設の管理が適切に行われているかをそれぞれ主眼として、監査基準に準拠して実施した。

２ 監査の実施内容

監査は、実地検査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関に出向き、提出された監査資料を基に、平成 30 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

３ 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	広島空港ビルディング株式会社	令和２年 11 月 12 日	令和２年 10 月 28 日	実地	2
2	広島空港ビルディング・広島エアポートホテル共同企業体	令和２年 11 月 12 日	令和２年 10 月 28 日	実地	3

第２ 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 広島空港ビルディング株式会社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島空港ターミナルビルの管理運営
- ・ 所在地 三原市本郷町善入寺 64 番 31
- ・ 代表者 代表取締役社長 山本 健一
- ・ 設立 昭和 36 年 4 月 17 日
- ・ 役職員 役員 11 人（うち常勤 6 人），社員 38 人
（令和 2 年 10 月末現在）
- ・ 主な事業 広島空港ターミナルビルにおける貸室業，物品販売
広島空港を利用する航空事業者，航空旅客，貨物に対する役務の提供
ホテル業，広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）の管理

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分		令和元年度
売上高	A	2,367,768
売上原価	B	366,843
販売費及び一般管理費	C	1,739,618
営業利益	D (A - B - C)	261,308
営業外収益	E	3,866
営業外費用	F	3,033
経常損益	G (D + E - F)	262,141
特別利益	H	26,129
特別損失	I	45,180
税引前当期純利益	J (G + H - I)	243,090
当期純利益		168,149
資産合計	K (L + M)	9,373,305
負債合計	L	1,169,675
純資産合計	M	8,203,630
内 訳	(資本金)	3,501,000
	(資本剰余金)	1,626,400
	(利益剰余金)	3,076,230

ウ 県の財政的援助等の状況

資本金 3,501,000,000 円のうち 1,372,400,000 円（39.2%）を出資（令和 2 年 10 月 31 日現在）（所管課 土木建築局空港振興課）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

2 広島空港ビルディング・広島エアポートホテル共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）の管理
- ・所在地 三原市本郷町善入寺 64 番 31
- ・代表者 広島空港ビルディング株式会社 代表取締役社長 山本 健一
- ・設立 平成 22 年 8 月 11 日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）
- ・指定期間 平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 244,267,000 円
(うち、令和元年度管理費用 48,607,000 円)
- ・所管課 環境県民局自然環境課
- ・利用状況 施設利用者数 25,625 人（令和元年度）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

定例監査の結果（令和３年１月１５日決定分）

第１ 監査の概要

１ 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する財務監査及び同項第 2 号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

２ 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和元年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

３ 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	健康福祉局	令和 2 年 8 月 3 日	令和 2 年 7 月 16 日、10 月 9 日	実地	3
2	西部総務事務所	令和 2 年 11 月 5 日	令和 2 年 10 月 2、6、21、22 日	実地	5
3	東部総務事務所	令和 2 年 10 月 27 日	令和 2 年 10 月 7、13 日	実地	6
4	北部総務事務所	令和 2 年 10 月 23 日	令和 2 年 10 月 1、9 日	実地	7
5	東部県税事務所	令和 2 年 10 月 27 日	令和 2 年 10 月 7、13 日	実地	8
6	北部県税事務所	令和 2 年 10 月 23 日	令和 2 年 10 月 9 日	実地	9
7	自治総合研修センター	令和 2 年 10 月 8 日	令和 2 年 9 月 17 日	実地	10
8	西部厚生環境事務所・保健所	令和 2 年 11 月 5 日	令和 2 年 10 月 2、6、21 日	実地	11

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
9	西部東厚生環境事務所・保健所	令和2年11月5日	令和2年10月22日	実地	12
10	広島高等技術専門学校	令和2年11月25日	令和2年11月11日	実地	13
11	福山高等技術専門学校	令和2年10月7日	令和2年9月16日	実地	15
12	技術短期大学校	令和2年11月25日	令和2年11月11日	実地	17
13	東部農林水産事務所	令和2年10月27日	令和2年10月7日、 13日	実地	18
14	北部農林水産事務所	令和2年10月23日	令和2年10月1日	実地	19
15	東部畜産事務所	令和2年10月27日	令和2年10月13日	実地	20
16	北部畜産事務所	令和2年10月23日	令和2年10月1日	実地	21
17	東部家畜保健衛生所	令和2年10月27日	令和2年10月13日	実地	22
18	北部家畜保健衛生所	令和2年10月23日	令和2年10月1日	実地	23
19	西部建設事務所	令和2年11月5日	令和2年10月 2, 14, 20, 21, 22日	実地	24
20	広島工業高等学校	令和2年11月17日	令和2年11月17 日	実地	26
21	福山北特別支援学校	令和2年11月6日	令和2年11月6日	実地	28

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 健康福祉局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 社会福祉に関する事務
保健衛生に関する事務
高齢者・障害者支援，児童福祉に関する事務
社会保障に関する事務

- イ 組織体制 19 課

課名	健康福祉総務課，子供未来応援課，安心保育推進課，こども家庭課，医務課，がん対策課，被爆者支援課，健康対策課，食品生活衛生課，薬務課，医療介護計画課，医療介護人材課，地域包括ケア・高齢者支援課，医療介護保険課，国民健康保険課，地域福祉課，地域共生社会推進課，社会援護課，障害者支援課
----	--

- ウ 職員数（令和2年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 292 人

- エ 主な施策（令和元年度）

少子化対策・子育て支援
信頼される医療・介護提供体制の構築
県民の健康づくりや疾病予防・介護予防対策
がん対策日本一に向けた取組の強化

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 普通財産の管理について

次の財産について、貸付期間満了後、更新手続を行わないまま使用を継続させていた。適正な事務処理に努められたい。（食品生活衛生課）

財 産	新動物愛護センター建設予定地（土地 4.0㎡）
根 拠	広島県公有財産管理規則第31条及び第35条

イ 借受物品の管理について

次の借受物品について、物品出納職員に対し、受入の通知をしていなかったため、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（健康福祉総務課）

物 品	複写機 1 台
根 拠	広島県物品管理規則第 14 条第 2 項

ウ 行政文書の適正管理について

次の土地の使用貸借契約について、借受中の土地に関する起案文書等が所在不明となっていた。適正な事務処理に努められたい。（食品生活衛生課）

契約名	食鳥検査員詰所に関する土地の使用貸借契約
根 拠	広島県文書等管理規則第 8 条第 5 項

【検討要請事項】

広島がん高精度放射線治療センターについて

広島がん高精度放射線治療センターについては、平成 27 年 10 月の開設以来、収益で減価償却費が賄えない厳しい経営状況が続いている。

こうした中、同センターのリニアック（放射線治療装置）は、整備から約 5 年が経過し、更新について検討する時期を迎えており、現状のまま更新すれば、更に損失が拡大することになるが、新たな経営計画は未だ策定されておらず、更新に係る費用負担の在り方等も明確になっていない。

設備投資を行うにあたっては、投資計画を立て、それに基づいて実行することが必須であり、今後の経営見通しや市内 4 基幹病院の医療機能を再編するという設置目的を踏まえ関係機関との調整を行った上で、早急に機器整備等の費用負担のあり方を含めた新たな経営計画を策定し、リニアックの整備方針を決定する必要がある。（がん対策課）

2 西部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること

- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部総務事務所	広島市中区基町 10 番 52 号	広島市，呉市，竹原市， 大竹市，東広島市， 廿日市市，安芸高田市， 江田島市，安芸郡， 山県郡，豊田郡
西部総務事務所総務第二課	廿日市市桜尾本町 11 番 1 号	
西部総務事務所呉支所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部総務事務所東広島支所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

- ・ 組織体制（人数は，令和 2 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部総務事務所	13 人	1 課	総務課
西部総務事務所総務第二課	12 人	1 課	総務第二課
西部総務事務所呉支所	17 人	1 課	総務課
西部総務事務所東広島支所	23 人	2 課	総務課，経理課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

3 東部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部総務事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市， 府中市，世羅郡，神石郡
東部総務事務所総務第二課	尾道市古浜町26番12号	

- ・ 組織体制（人数は，令和2年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人 数	課の数	課名等
東部総務事務所	22 人	2 課	総務課，経理課
東部総務事務所総務第二課	11 人	1 課	総務第二課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

4 北部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること

- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部総務事務所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市，庄原市
北部総務事務所総務第二課	庄原市東本町一丁目4番1号	

- ・組織体制（人数は，令和2年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人 数	課の数	課名等
北部総務事務所	14 人	1 課	総務課
北部総務事務所総務第二課	13 人	1 課	総務第二課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

5 東部県税事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 県税の窓口領収・納税証明に関すること，申告書や届出の受付に関すること
滞納となった県税の領収に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部県税事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市， 府中市，世羅郡，神石郡
東部県税事務所尾道分室	尾道市古浜町26番12号	

- ・組織体制（人数は，令和2年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部県税事務所	63人	4課 1班	地方税特別滞納整理班，税務管理課， 滞納整理課，課税第一課，課税第二課
東部県税事務所尾道分室	11人	2班	納税班，滞納整理班

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

6 北部県税事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県税の窓口領収・納税証明に関すること
申告書や届出の受付に関すること
滞納となった県税の領収に関すること など
- ・ 所在地，所管区域

所在地	所管区域
三次市十日市東四丁目6番1号	三次市，庄原市

- ・ 組織体制（人数は，令和2年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人 数	課の数	課名等
20人	2課	収納管理課，課税課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

7 自治総合研修センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 県及び市町の職員に対する研修の企画及び実施
研修の内容及び方法の調査研究
研修についての関係機関に対する協力及び技術的助言
- ・所在地 広島市中区胡町 4-21 朝日生命広島胡町ビル 5 階，7 階
- ・職員数 15 人（令和 2 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び市町派遣職員の合計）
- ・研修実績（令和元年度）

研 修 種 別		定員(人)	受講者数 (人)		
			県	市町	計
一般研修	県単独	2,625	2,658	－	2,658
	市町単独	1,700	－	1,736	1,736
	合同	750	312	409	721
	小 計	5,075	2,970	2,145	5,115
特別研修	住民起点	138	35	72	107
	政策形成	268	93	125	218
	組織マネジメント	1,058	266	622	888
	経営改革	704	236	276	512
	業務遂行	981	290	589	879
	小 計	3,149	920	1,684	2,604
合 計		8,224	3,890	3,829	7,719

（注）市町受講者には広島市，民間等を含む。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

8 西部厚生環境事務所・西部保健所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 地域医療，疾病予防，介護保険に関すること，食品衛生，薬事に関すること，環境保全，廃棄物対策に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部厚生環境事務所・西部保健所	廿日市市桜尾二丁目2番68号	広島市，呉市，大竹市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡
西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所	広島市中区基町10番52号	
西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	

- ・組織体制（人数は，令和2年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部厚生環境事務所・西部保健所	64人	5課	厚生課，保健課，生活衛生課，環境管理課，試験検査課
西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所	46人	3課	厚生課，保健課，衛生環境課
西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所	21人	2課	厚生保健課，衛生環境課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

9 西部東厚生環境事務所・西部東保健所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 地域医療，疾病予防，介護保険に関すること，食品衛生，薬事に関すること，環境保全，廃棄物対策に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部東厚生環境事務所 ・西部東保健所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	竹原市，東広島市，豊田郡

- ・組織体制（人数は，令和 2 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部東厚生環境事務所 ・西部東保健所	51 人	4 課	厚生課，保健課，生活衛生課，環境管理課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

10 県立広島高等技術専門校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 職業能力開発促進法に定める普通職業訓練の実施
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- ・所在地 広島市西区田方二丁目 25 番 1 号
- ・組織体制 2 課（庶務課，訓練課）
- ・職員数 19 人
(令和 2 年 4 月 1 日現在の常勤職員数。校長，庶務課職員 6 名，訓練企画担当職員 5 名は技術短期大学校と兼務。)

・職業訓練実施状況（令和元年度）

ア 施設内訓練

(単位：人)

訓練科目		訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
普通職業訓練 (普通課程)	板金加工科	1 年	15	7	5	4	4
	電気設備科	1 年	20	17	14	12	12
	建築インテリア科	1 年	20	19	17	12	11
	小 計		55	43	36	28	27
普通職業訓練 (短期課程)	板金加工科	1 年	5	1	1	1	1
	小 計		5	1	1	1	1
合 計			60	44	37	29	28

(注)・第 2 志望で合格した者については，応募は第 1 志望の科，合格は第 2 志望の科で集計。

イ 委託訓練

(単位：人)

訓練科目	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
介護福祉士養成科 (H31-R2) 4 コース	2 年	56	24	23	22	—
社会福祉士養成科 1 コース	1 年	5	4	4	4	3
精神福祉士養成科 1 コース	1 年	5	11	5	5	5
経理事務パソコン科等 40 コース	3～6 か月	782	845	662	629	411
合 計		848	884	694	660	419

(注)・介護福祉士養成科の修了者数は，進級者数。

・就職者数は，修了 3 か月後における就職者，自営業の就業者の合計。

ウ 在職者訓練

(単位：人)

訓 練 科 目		訓練時間	定員	応募者数	受講者数	修了者数
短期課程	第二種電気工事士（学科）	12 時間	20	13	10	9
	第二種電気工事士（実技）	12 時間	20	10	8	8
	第一種電気工事士（学科）	12 時間	20	12	12	10
	第一種電気工事士（実技）	12 時間	15	12	12	12
合 計			75	47	42	39

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

備品の管理について

次の備品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

備 品	パーソナルコンピューター 1 台
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条

11 県立福山高等技術専門校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 職業能力開発促進法に定める普通職業訓練の実施
公共職業能力開発施設以外のものの行う職業訓練の援助
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- ・所在地 福山市山手町六丁目 30 番 1 号
- ・組織体制 2 課（庶務課，訓練課）
- ・職員数 20 人（令和 2 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・職業訓練実施状況（令和元年度）

ア 施設内訓練

（単位：人）

訓 練 科 目 等		訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
普通職業訓練 (普通課程)	機械システム科	1 年	20	17	18	13	11
	電気設備科	1 年	20	26	19	17	17
	自 動 車 整 備 科 (1 年)	2 年	20	26	20	17	—
	自 動 車 整 備 科 (2 年)		20	28	18	15	15
	溶接加工科	1 年	20	7	9	4	4
	建築科	1 年	10	14	11	9	9
	小 計		110	118	95	75	56
普通職業訓練 (短期課程)	溶接加工科	1 年	若干名	1	0	0	0
	建築科	1 年	若干名	0	0	0	0
	小 計		—	1	0	0	0
合 計			110	119	95	75	56

(注)・自動車整備科 1 年の修了者数は、進級者数。

- ・第 2 志望で合格した者については、応募は第 1 志望の科、合格は第 2 志望の科で集計。

イ 委託訓練

（単位：人）

訓練科目	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
介護福祉士養成科	2 年	14	9	6	6	—
P C 経理事務科ほか 24 コース	3 ～ 6 か月	364	522	352	87	310
合 計		378	531	358	93	310

(注)・介護福祉士養成科の修了者数は、進級者数。

ウ 在職者訓練

（単位：人）

訓練科目	訓練時間	定員	応募者数	受講者数	修了者数
機械加工科ほか 9 講座	10 ～ 20 時間	125	153	132	123

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	ウォータークーラー（冷水機）1 台
根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経・環告示第 13 号）

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、感知器の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立福山高等技術専門校空調設備・消防用設備等保守点検業務（令和元年度～令和 3 年度）
-----	---

【改善を求める事項】

消防用設備の維持について

消防用設備等の点検の結果、平成 29 年度の点検時から、次の設備に不良箇所があったが、必要な措置が講じられていなかった。

消防用設備については、消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するよう維持しなければならないことから、早急に必要な措置を講じる必要がある。

設備	防火扉・シャッター設備
----	-------------

12 県立技術短期大学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 職業能力開発促進法に定める高度職業訓練の実施
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- ・ 所在地 広島市西区田方二丁目 25 番 1 号
- ・ 組織体制 2 課（庶務課，教務課）
- ・ 職員数 23 人
(令和 2 年 4 月 1 日現在の常勤職員数。校長，庶務課職員 6 名，訓練企画担当職員 5 名は広島高等技術専門校と兼務。)

・ 職業訓練実施状況（令和元年度）

ア 専門課程（施設内訓練） (単位：人)

訓 練 科	訓練期間	学年	定 員	応募者数	入校者数	在籍者数	修了者数
生産技術科	2 年	1	20	13	13	11	—
		2	20	14	13	1	11
制御技術科	2 年	1	20	12	9	8	—
		2	20	14	12	1	7
合 計			80	53	47	21	18

イ 専門短期訓練（在職者訓練） (単位：人)

訓練科目（講座名）	訓練時間	定員	応募者数	受講者数	修了者数
機械基礎製図等 6 講座	12 時間 又は 18 時間	70	42	36	36

※受講希望者数が少なく，中止となった講座分を除く。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

入学生の確保について

施設内訓練については近年定員充足に至っていない状況が続いており，特に生産技術科については本年度応募者数が昨年度よりも大幅に減少している。

平成 31 年 3 月に技術短期大学校在り方検討報告書を取りまとめたところであるが，引き続き学生の確保に向けた取組を検討していただきたい。

13 東部農林水産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 農林水産業の振興に関すること，農道・林道などの整備に関すること
保安林の管理に関すること など
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部農林水産事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	福山市，府中市，神石郡
東部農林水産事務所 尾道農林事業所	尾道市古浜町26番12号	三原市，尾道市，世羅郡

- ・ 組織体制（人数は令和2年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部農林水産事務所	63人	4課 1事務所	農村振興課，水産課，農村整備課， 林務課，三川ダム管理事務所
東部農林水産事務所 尾道農林事業所	56人	3課	農村振興課，農村整備課，林務課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

物品の管理について

修繕工事によって設置したエアコンについて，物品出納職員に対し，取得調書による受入の通知をしていなかったため，備品に該当する物品が備品出納簿に登録されていなかった。また，指定管理者に対する管理委任の手続が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。
（東部農林水産事務所尾道農林事業所）

物 品	エアコン 6台
根 拠	広島県物品管理規則第13条，第17条の2

【改善を求める事項】

工事請負契約に係る事務処理について

次の契約については，コテージ6棟に係る修繕工事であるが，全て同じ仕様及び工期の工事にも関わらず，小規模修繕執行要綱を適用して1棟ずつ，同じ業者と随意契約を行っていた。6棟の工事に係る設計金額の総額が250万円を超えていることから，一括発注による競争入札の実施により，契約の経済性，公平性，競争性及び透明性を確保するとともに，契約書を作成するなど，適切な事務処理を行う必要がある。（東部農林水産事務所尾道農林事業所）

契 約 名	フォレストヒルズガーデン エアコン修繕工事（令和元年度）
-------	------------------------------

14 北部農林水産事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 農林水産業の振興に関すること
農道・林道などの整備に関すること
保安林の管理・民有林の開発規制に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市，庄原市

- ・組織体制（人数は，令和2年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人数	課の数	課名等
77人	5課	農村振興課，農村整備第一課，農村整備第二課，林務第一課，林務第二課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

行政財産の使用許可について

行政財産の使用許可について，許可をしていなかった期間の使用料相当額を許可申請者に求めていなかった。適正な事務処理に努められたい。

種別	財産名称	用途	面積
土地	帝釈峡公園	電話ボックス敷	1.50 m ²
根拠	民法第704条 行政財産の使用料に関する条例第2条		

15 東部畜産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関すること
畜産物の生産及び流通に関すること
家畜の改良増殖に関すること
草地の造成及び改良に関すること
畜産経営に係る環境整備に関すること
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関すること
動物用薬事に関すること
飼料の安全に関すること など

- ・ 所在地，所管区域

所在地	所管区域
福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅郡，神石郡

- ・ 組織体制（人数は，令和2年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人 数	課等の数	課名等
20 人	2課	畜産振興課，防疫課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

16 北部畜産事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関する事
畜産物の生産及び流通に関する事
家畜の改良増殖に関する事
草地の造成及び改良に関する事
畜産経営に係る環境整備に関する事
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する事
動物用薬事に関する事
飼料の安全に関する事 など

- ・所在地，所管区域

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市，庄原市

- ・組織体制（人数は，令和2年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人 数	課等の数	課名等
21 人	2課	畜産振興課，防疫課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

17 東部家畜保健衛生所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 家畜の伝染病予防に関すること
家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること
獣医事に関すること など

- ・所在地，所管区域

所在地	所管区域
福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅郡，神石郡

- ・職員数 1人（令和2年4月1日現在の常勤職員数）
ただし，東部畜産事務所次長が兼職

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

18 北部家畜保健衛生所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること
 家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること
 家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること
 獣医事に関すること など

- ・ 所在地，所管区域

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市，庄原市

- ・ 職員数 2人（令和2年4月1日現在の常勤職員数）
 ただし，北部畜産事務所所長，次長が兼職

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

19 西部建設事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関すること
道路・河川などの維持管理に関すること
公共用地の取得に関すること など
- ・所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部建設事務所	広島市南区比治山本町16番12号	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡
西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	
西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町11番1号	
西部建設事務所安芸太田支所	山県郡安芸太田町加計3087番地	
西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13番10号	

- ・組織体制（人数は、令和2年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部建設事務所	169人	13課 1班 1チーム 1事務所	事業調整特別班、建設総務課、建設業課、用地第一課、用地第二課、管理第一課、管理第二課、維持第一課、維持第二課、工務第一課、工務第二課、建築課、東部連続立体交差事業課、災害関連緊急対策チーム、三篠川復旧事業課、魚切ダム管理事務所
西部建設事務所呉支所	64人	4課 1班 1チーム 1事務所	事業調整特別班、管理課、用地課、維持課、工務課、災害関連緊急対策チーム、野呂川ダム管理事務所
西部建設事務所廿日市支所	41人	3課 1班	事業調整特別班、管理用地課、土木課、厳島港整備課
西部建設事務所安芸太田支所	44人	3課 1班	事業調整特別班、建設総務課、管理用地課、土木課
西部建設事務所東広島支所	87人	5課 1班 1チーム 1事務所	事業調整特別班、管理課、用地課、維持課、工務第一課、工務第二課、災害関連緊急対策チーム、棕梨ダム管理事務所

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理及び契約期間について

次の委託契約において、平成 26 年度の消費税率改正に伴う、変更契約が行われていなかった。また、契約期間は、各会計年度内において完結することが原則であるにもかかわらず、自動更新条項が設定されていた。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所)

業務名	河川管理施設管理委託契約
根 拠	消費税法第 29 条及び地方税法第 72 条の 83 地方自治法第 232 条の 3

イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について

次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく、県知事（建築主事を置く市町村の長）への通知を行っていないかった。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所呉支所)

契約名	一般県道 野呂山公園線道路災害復旧工事（H30 災第 5149・1855・5148 号） （令和 2 年度）
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 8 条第 1 項第 2 号

ウ 借受財産の管理について

次の財産について、借受の手続は行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていないかった。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所安芸太田支所)

財 産	土地
根 拠	広島県公有財産管理規則第 61 条、第 64 条

【改善を求める事項】

ア 文書管理システムの適正な使用について

文書管理システムにより作成し、電子決裁を受けるべき起案文書について、文書管理システムによらないものが多数あった。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。(西部建設事務所)

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、契約効力の発生については、契約書に記名押印した時に確定するものであるにもかかわらず、契約締結の日までに行った業務について、当該契約に基づき実施されたものとみなす旨、明記されていた。当該契約は毎年度、本庁からの通知を受けて締結される契約であるが、締結前に委託業務の実施が見込まれるのであれば、本庁とも協議の上、業務が実施される前に契約を締結するよう、適正な事務処理を行う必要がある。(西部建設事務所)

業務名	河川清掃等業務委託
-----	-----------

20 県立広島工業高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市南区出汐二丁目4番75号
- ・教職員数（令和2年5月1日現在）
 本務者数 89人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 29人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制											
学科・学年等		機械科				電気科				建築科			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		80	80	80	240	80	80	80	240	80	80	80	240
生徒数（人）		72	81	77	230	73	80	77	230	67	81	77	225
充足率（%）		90.0	101.3	96.3	95.8	91.3	100.0	96.3	95.8	83.8	101.3	96.3	93.8
退学者（人）		1（0）				2（1）				0（0）			
休学者（人）		1				0				1			
進 学 就 職	大学・短大	11人（14.9%）				10人（12.8%）				5人（6.8%）			
	専修・各種	7人（9.5%）				5人（6.4%）				3人（4.1%）			
	就 職	54人（73.0%）				63人（80.8%）				65人（87.8%）			
	その他	2人（2.7%）				0人（0%）				1人（1.4%）			

課 程		全 日 制											
学科・学年等		土木科				化学工学科				合 計			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		40	40	40	120	40	40	40	120	320	320	320	960
生徒数（人）		38	40	37	115	28	41	36	105	278	323	304	905
充足率（%）		95.0	100.0	92.5	95.8	70.0	102.5	90.0	87.5	86.9	100.9	95.0	94.3
退学者（人）		0（0）				0（0）				3（1）			
休学者（人）		0				1				3			
進 学 就 職	大学・短大	3人（8.3%）				3人（11.5%）				32人（11.1%）			
	専修・各種	2人（5.6%）				5人（19.2%）				22人（7.6%）			
	就 職	30人（83.3%）				18人（69.2%）				230人（79.9%）			
	その他	1人（2.8%）				0人（0%）				4人（1.4%）			

（注）「学科・学年」の生徒数等は、令和2年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和元年度（令和2年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、広島工業高等学校の消火器、感知器及び音響装置の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契 約 名	広島県立西高等学校外2校 消防用設備等保守点検業務
-------	---------------------------

21 県立福山北特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 知的障害等のある児童・生徒に対する教育の実施
- ・所在地 福山市加茂町下加茂 7006 番地
- ・教職員数（令和 2 年 5 月 1 日現在）
 本務者数 161 人
 会計年度任用職員数・再任用短時間勤務職員数 26 人
- ・生徒の状況

部・学年等	小学部							中学部				高等部						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	1 職	2	2 職	3	3 職	計
男子（人）	7	11	22	14	17	23	94	17	14	8	39	20	9	21	14	31	11	106
女子（人）	1	3	5	8	11	13	41	8	13	8	29	13	3	13	1	12	3	45
合計（人）	8	14	27	22	28	36	135	25	27	16	68	33	12	34	15	43	14	151
進 学 就 職	進学	—						27 人（96.4%）				0 人（0.0%）						
	就職	—						0 人（0.0%）				21 人（40.4%）						
	その他	—						1 人（3.6%）				31 人（59.6%）						

（注）・「部・学年等」の生徒数等は、令和 2 年 5 月 1 日現在である。

・「卒業者」、「進学就職」の状況は、令和元年度（令和 2 年 3 月末現在）である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、福山北特別支援学校の消火器の種類を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	消防用設備等保守点検業務（福山地区）大門高等学校外 6 校
-----	-------------------------------

財政的援助団体等監査の結果（令和３年１月１５日決定分）

第１ 監査の概要

１ 監査の趣旨

財政的援助団体等監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する財政的援助団体等監査を実施するもので、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、県が補助金等を交付している団体については、対象事業が補助等の目的に沿って適正で効果的に行われているか、県が出資又は出えんを行っている団体については、当該団体の事業が出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか、また、公の施設の指定管理者については、管理を行わせている趣旨に沿って施設の管理が適切に行われているかをそれぞれ主眼として、監査基準に準拠して実施した。

２ 監査の実施内容

監査は、実地検査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関に出向き、提出された監査資料を基に、令和元年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

３ 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	福山リサイクル発電株式会社	令和 2 年 11 月 24 日	令和 2 年 11 月 10 日	実地	3
2	学校法人広島県新庄学園	令和 3 年 1 月 15 日	令和 2 年 11 月 5 日	書面	5
3	西城町森林組合	令和 3 年 1 月 15 日	令和 2 年 11 月 10 日	書面	7
4	ひろしま遊学の森管理グループ	令和 3 年 1 月 15 日	令和 2 年 10 月 27 日	書面	8
5	株式会社 WAKO フロンティア	令和 3 年 1 月 15 日	令和 2 年 10 月 30 日	書面	9
6	福山地域ボートパーク運営共同企業体	令和 3 年 1 月 15 日	令和 2 年 11 月 18 日	書面	10

第２ 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 福山リサイクル発電株式会社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 一般廃棄物の広域処理とサーマルリサイクルを通じた環境、資源、エネルギー対策を進め、市町の廃棄物処理コストの低減を図るため、RDF発電・灰溶融事業を実施する。
※サーマルリサイクル：廃棄物の焼却により発生する熱エネルギーを回収
※RDF：ごみ固形燃料
- ・ 住所 福山市箕沖町 107 番 8
- ・ 代表取締役社長 佐藤 吉秀
- ・ 設立 平成 12 年 5 月 24 日
- ・ 役職員（令和 2 年 9 月 30 日現在）
役員 10 人（うち常勤 2 人）
社員 6 人
- ・ 主な事業 RDF の受入及び焼却処理、焼却時に発生する熱源を利用した電力供給事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和元年度
売上高 A	1,481,532
売上原価 B	1,773,058
販売費及び一般管理費 C	63,246
営業損益 D (A - B - C)	△354,771
営業外収益 E	1,552
営業外費用 F	0
経常損益 G (D + E - F)	△353,218
特別利益 H	0
税引前当期純利益 I (G + H)	△353,218
当期純損益	△358,799
資産合計 A (B + C)	5,367,789
負債合計 B	1,426,684
純資産合計 C	3,941,104
(資本金)	1,600,000
(利益剰余金)	2,341,104

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

資本金 1,600,000,000 円のうち、400,000,000 円（25.0%）を出捐（令和 2 年 11 月 24 日現在）（所管課 環境県民局循環型社会課）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

2 学校法人広島県新庄学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 高等学校、中学校の運営
- ・所在地 山県郡北広島町新庄 848
- ・代表者 理事長 久枝 直
- ・設立 昭和 26 年 3 月 10 日
- ・学校の状況（令和 2 年 5 月 1 日現在）

区分	生徒数	教員数	職員数
広島新庄高等学校	398 人	39 人	5 人
広島新庄中学校	121 人	15 人	1 人

（注 1） 教員数及び職員数は、非常勤を含んだ人数。

イ 県の財政的援助等の状況

令和元年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金・授業料等軽減補助金，授業料減免事業支援特別経費補助金），令和元年度広島県高等学校等就学支援金事務費交付金，令和元年度広島県私立学校教育施設・設備高機能化補助金，令和元年度広島版「学びの変革」推進寄附事業補助金を交付（所管課 環境県民局学事課・教育委員会）

（ア）広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金）

- ・補助額 242,567,000 円
- ・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人の高等学校及び中学校の運営に要する人件費等の経費

（イ）広島県私立学校振興費補助金（授業料等軽減補助金）

- ・補助額 9,303,200 円
- ・交付の目的 私立学校の保護者の経済的理由による学費負担困難者の授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った高等学校の授業料等の軽減額

（ウ）広島県私立学校振興費補助金（授業料減免事業支援特別経費補助金）

- ・補助額 378,000 円
- ・交付の目的 私立学校の保護者の経済的理由による学費負担困難者の授業料等の減免
- ・補助対象経費 当法人が行った中学校の授業料等の減免額

（エ）広島県高等学校等就学支援金事務費交付金

- ・補助額 319,650 円
- ・交付の目的 就学支援金受給者に代わって受領事務を行う学校設置者の事務費を交付
- ・補助対象経費 就学支援金に関する事務の執行に必要な給料，旅費，役務費等

（オ）広島県私立学校教育施設・設備高機能化補助金

- ・補助額 170,000 円
- ・交付の目的 私学の I C T 教育を推進していくため情報通信機器の整備経費を補助
- ・補助対象経費 国の I C T 教育設備整備推進補助事業に申請し採択されなかった事業

(カ) 広島版「学びの変革」推進寄附事業補助金

- ・補助額 342,000 円
- ・交付の目的 県内の小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校における主体的に学び続ける児童及び生徒の育成のための教育活動を促進するため
- ・補助対象経費 主体的に学び続ける児童及び生徒の育成のための教育活動に要する経費

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね広島県監査委員監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

3 西城町森林組合

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な業務 組合員のためにする森林の経営に関する指導
 組合員の委託を受けて行う森林の施業及び経営
- ・ 所在地 庄原市西城町中野 1312 番地
- ・ 代表者 代表理事組合長 津田 幸則
- ・ 設 立 昭和 37 年 3 月 31 日

イ 県の財政的援助等の状況

令和元年度森林環境保全直接支援事業補助金を交付（所管課：農林水産局林業課）

- ・ 補助額 42,996,920 円
- ・ 交付の目的 施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等を支援する。
- ・ 補助対象経費 人工造林，樹下植栽等，下刈り，枝打ち，除伐，保育間伐，間伐等に要した経費の一部

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

4 ひろしま遊学の森管理グループ

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 ひろしま遊学の森指定管理業務
- ・住所 広島市東区福田町 10166-2
- ・代表者 株式会社第一ビルサービス 代表取締役 杉川 聡
- ・設立 平成 28 年 8 月 10 日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 広島県緑化センター・広島県立広島緑化植物公園
- ・指定期間 平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 303,528,000 円
(うち、令和元年度管理費用 61,176,000 円)

- ・所管課 農林水産局森林保全課

- ・利用状況 (単位：人)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数	83,487	101,393	43,265(8 月末)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね広島県監査委員監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5 株式会社WAKOフロンティア

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業内容 ボートパーク広島の管理運営
- ・ 所在地 広島市中区南吉島一丁目1番
- ・ 代表者 代表取締役 古賀淳一郎
- ・ 設立 平成17年12月28日（設立時会社名：広島ボートパーク株式会社）

イ 公の施設の管理状況

- ・ 公の施設名 ボートパーク広島
- ・ 所在地 広島市中区南吉島一丁目1番
- ・ 指定期間 平成19年10月1日～令和9年9月30日
- ・ 指定期間に係る なし
管理費用の上限額
- ・ 所管課 土木建築局港湾振興課
- ・ 利用状況

年 度	艇置数
令和元年度	412 艇
平成30年度	420 艇

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はいなかった。

6 福山地域ボートパーク運営共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 福山地域マリーナ施設の管理業務
- ・所在地 福山市新涯町二丁目 23-1
- ・代表者 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表取締役 関口 昌太朗
- ・設立 平成 27 年 9 月 1 日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 福山地域マリーナ施設
(ボートパーク福山及び柳津プレジャーボートスポット)
- ・指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る納付金の額 152,000 千円
(うち、令和元年度納付金 15,200 千円)
- ・所管課 土木建築局港湾振興課

ウ 利用状況 (令和元年度)

施設名	収容可能艇数	艇置数
ボートパーク福山	442 隻	358 隻
柳津プレジャーボートスポット	51 隻	49 隻
計	493 隻	407 隻

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね広島県監査委員監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

定例監査の結果（令和３年３月１日決定分）

第１ 監査の概要

１ 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する財務監査及び同項第 2 号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

２ 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和元年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

３ 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	環境県民局	令和 2 年 7 月 30 日	令和 2 年 7 月 10 日 12 月 4 日	実地	2
2	教育委員会事務局	令和 2 年 8 月 5 日	令和 2 年 7 月 22 日	実地	4

第２ 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 環境県民局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県民生活に関する事務
県民文化に関する事務
生活環境及び自然環境の保全に関する事務

- イ 組織体制 11 課 1 担当

課名	環境県民総務課，文化芸術課，消費生活課，人権男女共同参画課，県民活動課，学事課，大学教育振興担当，環境政策課，環境保全課，自然環境課，循環型社会課，産業廃棄物対策課
----	--

- ウ 職員数（令和2年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 168 人

- エ 主な施策（令和2年度）

文化・芸術の振興
消費者被害の防止と救済
人として互いに尊重する社会づくり
男女共同参画社会づくり
青少年の健全育成と若者の自立支援
私学教育の振興
高等教育機能の向上
地球温暖化の防止
地域環境の保全
自然環境の保全と活用
循環型社会の構築

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 借受物品の管理について

次の借受物品について、物品出納職員に対し、受入の通知をしていなかったため、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（文化芸術課）

物 品	複写機 1 台
根 拠	広島県物品管理規則第 14 条第 2 項

イ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく、県知事（建築主事を置く市町村の長）への通知を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。（産業廃棄物対策課）

契約名	国際拠点港湾広島港出島地区廃棄物埋立護岸改修工事（令和元年度）
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 8 条第 1 項第 2 号

ウ 利用料金の減免について

広島県民文化センター及び広島県立美術館の利用料金について、必要な決裁及び合議を経ず特定の者に対し減免することとしていたものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（文化芸術課）

根 拠	広島県決裁規程第 7 条, 第 8 条 広島県予算規則第 16 条
-----	--------------------------------------

【検討要請事項】

ア 産業廃棄物埋立税を活用した事業について

産業廃棄物埋立税を活用した事業のうち「3Rの推進」に係る事業については、当初予算額を大幅に減額補正しているもの（リサイクル施設整備費助成事業、リサイクル関連研究開発費助成事業）が見受けられた。

産業廃棄物埋立税は目的税であることに鑑み、その目的を実現するため、このような状況となっている原因を分析するとともに事業の効果を検証し、必要に応じて事業の見直しを行うなど、利活用の促進に向けた検討をしていただきたい。（循環型社会課）

イ 出島地区廃棄物処分場の今後の在り方について

出島地区廃棄物処分場について、当初見込みと比べて廃棄物の処分量が大幅に減少しており、期間満了時の受入量は当初予定の 3 割程度にとどまる見込みである。

昨年度の監査において、同処分場の今後のあり方について、早期に将来の方向性を示すよう検討要請したところであるが、引き続き検討を進めていただきたい。（産業廃棄物対策課）

2 教育委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委 員 5 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 学校教職員の人事管理，学校施設整備に関する事務
県立学校の設置管理，校務運営指導及び教育指導に関する事務
市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務
生涯学習，社会教育の振興に関する事務
文化財の保護活用に関する事務

(イ) 組織体制 2 部 13 課 1 担当 1 センター

部 名	課 名
管理部	総務課（秘書広報室），教職員課（福山分室，職員給与室），施設課，健康福利課，文化財課
学びの 変 革推進部	学校経営戦略推進課，教育支援推進課，学校教育情報化推進課，乳幼児教育支援センター，義務教育指導課，個別最適な学び担当，高校教育指導課，豊かな心と身体育成課，特別支援教育課，生涯学習課

(ウ) 職員数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 337 人

会計年度任用職員数 77 人

ウ 主な施策（令和元年度）

乳幼児期における質の高い教育・保育の推進
「知・徳・体」のバランスのとれた「基礎・基本」の徹底
「これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動の推進
一人一人の多様な個性の能力をさらに生かし，他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成
教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援
教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備
安心・安全な教育環境の構築
生涯にわたって学び続けるための環境づくり

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において改善を求める事項等があった。

【改善を求める事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）があり，縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。（教育支援推進課）

区 分	長期未納（滞納繰越分） 〔令和元年度決算額〕		参考 前回監査時 〔平成 30 年度決算額〕	
地域改善対策高等学校等進学奨 学金貸付金に係る貸出金償還金	187 人	93,618,203 円	190 人	92,158,297 円

イ 工事完了後の科目更正について

湯来南高等学校において、屋外時計の取替を需用費で執行した後に、事務局の指示により工事請負費に科目更正を行った。それにより、建設工事執行規則の適用を受けることとなり、同規則に定められた工事請負契約の事務手続が行われていないという結果を招くこととなった。

支出後の更正については、誤りがあることを発見した場合に行うものであることから、今後同様の事例を繰り返さないよう、定められた会計事務のルールを守り、適切に業務を行う必要がある。（施設課）

【検討要請事項】

ア 県立高等学校の再編整備について

平成 31 年 4 月に再編整備した庄原格致高等学校普通科の医療・教職コース及び吉田高等学校探究科については、受検者数が昨年度よりも減少し、また、呉工業高等学校定時制課程キャリアデザイン科についても、定時制課程全体で再編前より受検者数が大幅に減少している。

受検者数が減少した理由を分析し、当該再編整備によって目指した効果が発揮されるよう、引き続き生徒の確保に向けた取組を検討していただきたい。（学校経営戦略推進課）

イ 委託役務業務の随意契約について

委託役務業務の契約方法は、地方自治法により一般競争入札を原則とし、随意契約により契約相手を選定する場合は、地方自治法施行令に定める場合に該当するときに限り行うことができるものであることから、その適用については慎重に判断し、随意契約を行う理由及び業者選定について客観的かつ具体的な理由を明確にするとともに、公募型プロポーザルについても積極的に活用するなど、競争性、公平性の確保に努め、適正な契約事務を行うよう取り組んでいただきたい。（高校教育指導課）

契約名	WWL コンソーシアム構築支援事業に係る海外交流アドバイザー業務（令和元年度）
	次世代のライフプランニング教育推進事業（ライフプランニング教育プログラム開発）（令和元年度）

財政的援助団体等監査の結果（令和３年３月１日決定分）

第１ 監査の概要

１ 監査の趣旨

財政的援助団体等監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する財政的援助団体等監査を実施するもので、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、県が補助金等を交付している団体については、対象事業が補助等の目的に沿って適正で効果的に行われているか、県が出資又は出えんを行っている団体については、当該団体の事業が出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか、また、公の施設の指定管理者については、管理を行わせている趣旨に沿って施設の管理が適切に行われているかをそれぞれ主眼として、監査基準に準拠して実施した。

２ 監査の実施内容

監査は、実地検査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関に出向き、提出された監査資料を基に、令和元年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

３ 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	広島高速道路公社	令和 2 年 11 月 26 日	令和 2 年 11 月 12 日	実地	3
2	公立大学法人県立広島大学	令和 3 年 3 月 1 日	令和 2 年 11 月 26, 27 日	書面	6
3	公益財団法人暴力追放広島県民会議	令和 2 年 12 月 1 日	令和 2 年 11 月 17 日	実地	10
4	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構	令和 2 年 12 月 2 日	令和 2 年 11 月 18, 19 日	実地	12
5	公益財団法人広島県男女共同参画財団	令和 2 年 12 月 3 日	令和 2 年 11 月 19 日	実地	14
6	公益財団法人広島県教育事業団	令和 3 年 3 月 1 日	令和 2 年 12 月 2 日	書面	16
7	一般財団法人広島県環境保全公社	令和 2 年 11 月 27 日	令和 2 年 11 月 13 日	実地	19

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
8	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団	令和3年3月1日	令和2年12月1日	書面	21
9	株式会社ひろしまイノベーション推進機構	令和3年3月1日	令和2年12月3日	書面	23
10	公益財団法人広島県私学振興財団	令和3年3月1日	令和2年12月9日	書面	24
11	一般社団法人広島県障害者スポーツ協会	令和3年3月1日	令和2年12月8日	書面	25
12	呉商工会議所	令和3年3月1日	令和2年12月9日	書面	27
13	RCC文化センター・イズミテクノホールマネジメントグループ共同事業体	令和3年3月1日	令和2年12月4日	書面	29

4 委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、公益財団法人広島県教育事業団の監査について松岡委員を、株式会社ひろしまイノベーション推進機構の監査について奥委員を監査執行に当たり除斥した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 広島高速道路公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
- ・ 所在地 広島市東区温品一丁目8番23号
- ・ 代表者 理事長 熊谷 鋭
- ・ 設 立 平成9年6月3日
- ・ 役職員 役員8人（うち常勤4人）、職員65人（うち常勤65人、県派遣職員18人）
（令和2年9月末日現在）
- ・ 主な事業 指定都市高速道路の新設、改築、維持、その他の管理及び国土交通省、広島県、広島市、西日本高速道路株式会社等からの受託事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和元年度
業務収入 A	13,027,551
業務費用 B	4,384,857
一般管理費 C	357,740
業務利益 D (A - B - C)	8,284,954
業務外収益 E	735,889
業務外費用 F	1,368,811
経常利益 G (D + E - F)	7,652,032
特別利益 H	0
特別損失 I	0
特定準備金計上 J	7,652,032
税金等調整前当期純利益 K (G + H - I - J)	0
資産合計 L (M + N)	407,478,705
負債合計 M	321,914,633
（うち、特別法上引当金等）	75,362,565
資本合計 N	85,564,073
（うち、基本金）	85,429,600
（うち、剰余金）	134,473

※ 出典：出資法人経営状況説明書

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本金 85,429,600,000 円のうち、42,714,800,000 円 (50%) を出資 (令和 2 年 3 月末現在)
(所管課 土木建築局道路河川管理課)

(イ) 特別転貸債による貸付 (所管課 土木建築局道路河川管理課)

- ・貸付金残高 23,995,494,604 円 (令和 2 年 3 月末現在)
- ・貸付の対象 高速道路建設事業資金

(ウ) 債務保証 (所管課 土木建築局道路河川管理課)

- ・債務保証残高 94,613,989,844 円 (令和 2 年 3 月末現在)
- ・保証の対象 国, 地方公共団体金融機構, 市中銀行等からの道路建設資金に係る借入金

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

(3) 知事の要請による監査の結果

【広島高速道路公社の再発防止策取組状況】

公社は、高速 5 号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会による調査報告書を踏まえて再発防止策を策定し、実行している。

当監査委員は、昨年度、随時監査を実施し、その結果を令和 2 年 3 月 16 日付けで取りまとめ、公社に対して意見を述べたところであるが、それに対する公社の取組状況は次のとおりであり、再発防止等については着実に実施されている。

今後もこの取組を継続するとともに、理事長が推進しようとしている公社改革の実現に向けて、公社全体で取組を進めていただきたい。

ア 再発防止策の推進体制について

再発防止策を推進していくため公社に設置した公社改革推進チームは、外部有識者として公認会計士を選任し、その意見や助言を受けながら、再発防止策の進捗管理や新たな取組の検討等を行っている。

昨年度の随時監査以降の再発防止策の取組としては、学識経験者で組織する入札監視委員会の立上げによって、再発防止策に挙げたすべての項目で運用段階に入ることになったほか、運用面においても、新規職員を対象とした研修会、協議・質問書に対する回答を行う場合のクロスチェック (4 件)、総合評価落札方式における学識経験者の意見聴取 (19 件) などが着実に実行されている。

イ 公社の意識改革について

研修等によって法令遵守の意識向上に取り組むとともに、新体制の下、新たな公社のブランドを作っていくことを目指している。

新たに、理事長、理事及び監事に、県又は広島市出身者以外の者が就任するほか、プロパー職員の管理職登用や若手の計画的採用を始めるなど、将来を見据えた組織づくりを進

めており、公社の意識改革に向けて目に見える形で具体策が講じられている。

ウ 公社のガバナンスの確立と内部統制の推進について

昨年度の随時監査において意見を述べた外部人材の登用に関しては、理事長、理事、監事が外部から登用された。

令和2年7月に就任した理事長は、公社の改革として、ガバナンスの強化、将来を見据えた組織づくり及び働く人が幸せになる職場づくりの3つの柱を主眼として取り組んでおり、こうした取組によって強靱な組織力の構築を目指している。

2 公立大学法人県立広島大学

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 地域に貢献する知の創造，応用及び蓄積を図る知的活動の拠点として，主体的に考え，行動し，地域社会で活躍できる実践力のある人材を育成するとともに，地域に根ざした高度な研究を行い，もって地域社会の発展に寄与する。
- ・ 所在地 広島市南区宇品東一丁目1番71号
- ・ 代表者 理事長（学長） 中村 健一
- ・ 設 立 平成19年4月1日
- ・ 役 員（令和2年4月1日現在）
役員9人（うち常勤5人）
- ・ 主な業務 学校教育法に基づく大学及び大学院の管理運営
- ・ 各キャンパスの所在地及び設置学部等

区 分	所在地	設置学部等
広島キャンパス	広島市南区宇品東一丁目1番71号	地域創生学部，人間文化学部，経営情報学部，経営管理研究科，新大学設置準備センター，大学教育実践センター，学術情報センター，地域基盤研究機構，国際交流センター，高等教育推進機構，総合学術研究科
庄原キャンパス	庄原市七塚町 5562 番地	生物資源科学部，生命環境学部，総合学術研究科，大学教育実践センター，地域基盤研究機構，学術情報センター
三原キャンパス	三原市学園町1番1号	保健福祉学部，総合学術研究科，大学教育実践センター，学術情報センター，地域基盤研究機構，助産学専攻科

- ・ 組織体制及び教職員数（令和2年9月30日現在）

区 分	組織体制	教職員数（単位：人）	
		教 員	事務職員
本部・広島キャンパス	総務課，財務課，ワーク・クライメイト・マネジメント課，新大学設置準備室，経営企画室，HBMSマネジメント課，ブランド企画推進室，国際交流課，教学課，学術情報課	98	87
庄原キャンパス	総務課，教学課	51	22
三原キャンパス	総務課，教学課	103	27
計		252	136

（注）教員は各学部等に属し，学長を含む。事務職員には兼務役員を含み，臨時職員及び派遣職員を除く。

・ 学生数の状況（令和２年５月１日現在）

（単位：人）

区 分		定 員	在籍者
大 学	地域創生学部	200	212
	人間文化学部	360	397
	経営情報学部	300	337
	生物資源科学部	140	148
	生命環境学部	495	506
	保健福祉学部	760	774
	助産学専攻科	10	10
計		2,265	2,384
大学院	総合学術研究科 修士課程（博士課程前期）	140	117
	総合学術研究科 博士課程後期	15	22
	経営管理研究科	50	63
計		205	202

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和元年度
経常収益 A	6,130,191
経常費用 B	6,075,888
経常利益 C (A - B)	54,302
臨時利益 D	0
臨時損失 E	0
当期純利益 F (C + D - E)	54,302
目的積立金取崩額 G	0
当期総利益 H (F + G)	54,302
資産合計 I (J + K)	20,502,443
負債合計 J	4,203,466
純資産合計 K	16,298,976
（うち利益剰余金）	(869,535)

ウ 県の財政的援助等の状況

- （ア）資本金 18,649,960,000 円のうち、18,649,960,000 円（100.0％）を出資
（令和２年３月３１日現在）（所管課 環境県民局大学教育振興担当）

(イ) 令和元年度公立大学法人県立広島大学運営費交付金を交付

(所管課 環境県民局大学教育振興担当)

- ・ 交付額 4,102,806,017 円 (標準: 3,669,000,000 円, 特定: 433,806,017 円)
- ・ 根拠規程 地方独立行政法人法第 42 条, 公立大学法人県立広島大学運営費交付金交付要綱
- ・ 交付対象経費 大学の設置及び運営等の法人の定款で定める業務の財源に充てる経費

(ウ) 令和元年度公立大学法人県立広島大学施設整備費補助金を交付

(所管課 環境県民局大学教育振興担当)

- ・ 補助額 530,886,217 円
- ・ 根拠規程 地方独立行政法人法第 42 条, 公立大学法人県立広島大学施設整備費補助金交付要綱
- ・ 補助対象経費 法人が定めた年度計画に基づく施設整備に要する経費で, 教育, 研究の用に供する施設等の工事に係る経費 (付随経費を含む。)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について

次の工事請負契約において, 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく, 県知事（建築主事を置く市町村の長）への届出を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。（庄原キャンパス）

契 約 名	県立広島大学庄原キャンパス バスロータリー整備工事（令和元年度）
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条

イ 委託契約における事務処理について

委託契約の事務処理において, 次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 随意契約することができる要件に該当していないにもかかわらず随意契約により契約を締結していた。（広島キャンパス）

契 約 名	令和元年度ブランドイメージ確立に係る「新聞記事広告」及び「純広告」制作業務
根 拠	公立大学法人県立広島大学会計規程第 44 条第 1 項 公立大学法人県立広島大学契約事務取扱規程第 27 条第 1 項

(イ) 契約書に記載すべき事項の一部が記載されていなかった。(広島キャンパス)

契 約 名	特別番組「建学 100 周年県立広島大学」の映像素材使用契約（令和元年度） 保健福祉学部の再編に係るニーズ調査及び報告書作成業務（令和元年度） 保健福祉学部の再編に係る追加ニーズ調査業務（令和元年度）
根 拠	公立大学法人県立広島大学会計規程第 47 条 公立大学法人県立広島大学契約事務取扱規程第 30 条

(ウ) 随意契約において業者を決定するための見積合わせの後に予定価格を決定していた。(広島キャンパス)

契 約 名	令和元年度ブランドイメージ確立に係る「新聞記事広告」及び「純広告」制作業務委託
根 拠	公立大学法人県立広島大学契約事務取扱規程第 28 条

ウ インターネットを経由した寄附金受付における事務処理について

インターネット上で運用している支援・寄附の専用ページ「県立広島大学へのご支援について」を経由した寄附金の一部について、公立大学法人県立広島大学寄附受入れ規程で定める手続によらない方法で寄附金の受付手続を行っていた。適正な事務処理に努められたい。(広島キャンパス)

根 拠	公立大学法人県立広島大学寄附受入れ規程第 4 条，第 5 条，第 6 条
-----	--------------------------------------

【改善を求める事項】

工事請負契約に係る事務処理について

ア 次の工事請負契約において、必要な建設業の許可を有しない業者を随意契約の見積合わせに参加させていた。発注に当たっては、建設工事の種類を明示し、必要とされる建設業の許可を有した業者を対象に手続を行う必要がある。(三原キャンパス)

契 約 名	県立広島大学三原キャンパス屋上補修工事（令和元年度）
-------	----------------------------

イ 次の工事請負契約において、当初の工事を施工した業者に参考見積書の提出を依頼し、提出された内容をそのまま設計書としたうえで、同業者と落札率 100%で随意契約を行っていた。契約を締結する場合は一般競争入札に付するのが原則であり、随意契約をする場合には、随意契約をしなければならない理由を明確にする必要がある。(三原キャンパス)

契 約 名	県立広島大学三原キャンパス中央監視盤センター装置一式及び 1 号館・2 号館 RS（リモートステーション）更新工事（令和元年度） 県立広島大学三原キャンパス吸収冷温水機 3 号機溶液ポンプ及び伝熱管・水室枠取替工事（令和元年度） 県立広島大学三原キャンパス吸収冷温水機 2 号機溶液ポンプ及び伝熱管・水室枠取替工事（令和元年度）
-------	--

3 公益財団法人暴力追放広島県民会議

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 県民全体の暴力団排除意識の高揚に資するとともに、あらゆる地域、職域において暴力団追放活動を徹底し、暴力団の存立基盤の除去、資金源の遮断及び環境の浄化等を推進することにより、暴力団員及び暴力団と密接な関係を有すると認められる者による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済等を図り、もって安全で住みよい広島県の実現に寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区基町 10 番 3 号
- ・ 代表者 理事長 森川 和彦
- ・ 設 立 昭和 62 年 6 月 1 日
- ・ 役職員 役員 16 人（うち常勤 1 人）、職員 4 人（うち県派遣職員 1 人）
（令和 2 年 10 月末現在）
- ・ 主な事業 暴力団員等による不当な行為を予防するための広報・啓発事業、暴力団員等による不当な行為の被害を予防するための救済及び監視・情報収集事業、暴力団員等による不当な行為を予防するための事業所責任者に対する講習事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区分	令和元年度
経常収益 A	35,639
経常費用 B	38,737
当期経常増減額 C (A - B)	▲3,098
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	▲3,098
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	▲3,098
資産合計 J (K + N)	903,592
負債合計 K	2,919
指定正味財産 L	861,630
（うち、基本財産充当額）	856,630
一般正味財産 M	39,043
正味財産合計 N	900,673

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 856,630,140 円のうち 710,000,000 円（82.9%）を出捐（令和 2 年 10 月 30 日現在）（所管課 警察本部刑事部組織犯罪対策課）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

4 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 地域医療の確保や総合的な健康づくりの推進とともに、地域包括ケアを推進するために必要な諸事業を行い、県民の健康の向上に寄与することを目的とする。
- ・ 所在地 広島市南区皆実町一丁目6番29号
- ・ 代表者 会長 松浦 雄一郎
- ・ 設 立 平成2年3月23日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・ 役職員（令和2年9月30日現在）
 役員7人（うち常勤1人）
 職員127人（非常勤職員、嘱託職員等を含む。うち県派遣職員0人）
- ・ 主な事業 地域医療を担う医師の配置調整、定着支援
 地域包括ケアを推進するための医療介護連携の構築支援及び在宅ケアの推進
 健康増進及び疾病予防に関する技術者の研修及び養成
 結核，がん，循環器疾患その他の疾患予防の検診
 広島県健康福祉センター管理運営の受託

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和元年度
経常収益 A	1,479,953
経常費用 B	1,366,722
当期経常増減額 C (A－B)	113,231
経常外収益 D	0
経常外費用 E	459
当期経常外増減額 F (D－E)	▲459
法人税等 G	877
当期一般正味財産増減額 H (C＋F－G)	111,895
当期指定正味財産増減額 I	▲5,388
当期正味財産増減額合計 J (H＋I)	106,507
資産合計 K (L＋O)	1,721,309
負債合計 L	663,713
指定正味財産 M	69,084
(うち、基本財産充当額)	(60,034)
一般正味財産 N	988,512
正味財産合計 O (M＋N)	1,057,596

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本財産 60,034 千円のうち 40,000 千円 (66.6%) を出捐 (令和2年11月1日現在)
 (所管課 健康福祉局医療介護人材課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 広島県健康福祉センター
- ・指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額
平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 167,100,000 円
- ・所管課 健康福祉局医療介護人材課
- ・利用状況（令和元年度）

利用料金	利用人員
17,924 千円	86,544 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 財務諸表の表示について

令和元年度の財務諸表に対する注記「9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」に記載された広島県公募公債 10 年（H24 年第 7 回）の帳簿価額が誤っていた。適正な財務諸表の作成に努められたい。

イ 通勤手当の支給について

職員の通勤手当について、運賃改定が行われたにもかかわらず、旧運賃で算出し、過大な額を支給しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構正規・嘱託職員の給与に関する規程第 21 条
-----	---

【検討要請事項】

委託契約における契約額の妥当性の検証について

委託契約について、自動継続により、長期間、同一の契約内容で契約を継続しているものがあつた。コストの低減を図る観点から、定期的に契約額の妥当性を検証するよう検討していただきたい。

5 公益財団法人広島県男女共同参画財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 男女がその個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画していくために必要な事業を展開し、男女共同参画社会の実現に資する。
- ・ 所在地 広島市中区大手町一丁目2番1号 おりづるタワー10階
- ・ 代表者 理事長 長尾 ひろみ
- ・ 設 立 昭和63年8月23日（平成25年4月1日公益財団法人に移行）
- ・ 役職員（令和2年9月30日現在）
役員7人
職員6人（県からの派遣職員1人を含む。）
- ・ 主な事業 男女共同参画に関する情報の収集及び提供
男女共同参画社会の実現を目指す取組の普及促進
男女共同参画に関する相談
男女共同参画に関する講座・研修の企画実施
男女共同参画に関する県民の活動の支援及び他機関・市民団体等との協働・連携
広島県女性総合センター（エソール広島）の管理及び運営

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和元年度
経常収益 A	44,727
経常費用 B	48,204
当期経常増減額 C (A－B)	▲3,477
経常外収益 D	0
経常外費用 E	1,421
当期経常外増減額 F (D－E)	▲1,421
当期一般正味財産増減額 G (C＋F)	▲4,898
当期指定正味財産増減額 H	▲826
当期正味財産増減額合計 I (G＋H)	▲5,724
資産合計 J (K＋L＋O)	91,348
負債合計 K	7,041
基金 L	—
指定正味財産 M	64,985
(うち基本財産充当額)	(61,000)
一般正味財産 N	19,323
正味財産合計 O (L＋M＋N)	84,308

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 61,000,000 円のうち 30,000,000 円 (49.2%) を出捐（令和2年9月30日現

在)

(所管課 環境県民局人権男女共同参画課)

(イ) 令和元年度広島県男女共同参画拠点づくり推進事業補助金を交付

(所管課 環境県民局人権男女共同参画課)

- ・ 補助額 36,942,000 円
- ・ 交付の目的 男女共同参画社会づくりの推進
- ・ 補助対象経費 男女共同参画社会の実現に向けた事業の実施及びエソール広島の管理・運営に必要な経費

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

決算に係る事務処理について

決算に係る事務処理について、次のとおり誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。

ア 貸借対照表の特定資産において、財務規程に定めのない財産（特定資産什器備品）を計上していた。

根 拠	公益財団法人広島県男女共同参画財団財務規程 第 29 条
-----	------------------------------

イ 指定正味財産の一部を一般正味財産に振り替えているが、財務諸表の注記に振替額の内訳を記載していなかった。

根 拠	公益法人会計基準 第 5 財務諸表の注記 (13)
-----	---------------------------

6 公益財団法人広島県教育事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 スポーツ活動と健康・体力づくりの支援を通じてスポーツの普及・推進及び心身の健康の増進に寄与し、また埋蔵文化財の調査と研究を行い、文化財の活用及び保存意識の啓発を図り、県民の文化の振興に寄与するとともに、地域の活性化を図る事業を行い、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
- ・ 所在地 広島市西区観音新町二丁目 11 番 124 号
- ・ 代表者 理事長 樽谷 敏治
- ・ 設 立 昭和 47 年 4 月 1 日
- ・ 役職員（令和 2 年 10 月 31 日現在）
 役員 7 人（うち常勤 3 人）
 職員 46 人（県からの派遣職員 5 人を含む。）
- ・ 主な事業 スポーツ施設の管理運営
 スポーツの普及・推進及び心身の健康の増進に寄与する事業
 埋蔵文化財に関する調査・研究
 施設利用者サービス事業
 その他公益目的事業の推進に資する事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和元年度
経常収益 A	824,326
経常費用 B	896,916
当期経常増減額 C (A - B)	▲72,590
経常外収益 D	0
経常外費用 E	60
当期経常外増減額 F (D - E)	▲60
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	▲72,650
当期指定正味財産増減額 H	▲8,571
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	▲81,221
資産合計 J = K + N	330,158
負債合計 K	87,843
指定正味財産 L	151,410
(うち基本財産充当額)	(20,000)
一般正味財産 M	90,904
(うち基本財産充当額)	(3,410)
正味財産合計 N (L + M)	242,314

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 23,410,000 円のうち 20,000,000 円 (85.4%) を出資 (令和 2 年 10 月 31 日現在)

(所管課 教育委員会事務局管理部総務課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 広島県立総合体育館
- ・所在地 広島市中区基町 4-1
- ・指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 684,690,000 円
(うち、令和元年度管理費用 153,546,000 円)
- ・所管課 地域政策局スポーツ推進課
- ・利用状況 (令和元年度)

利用料金収入		419,450,764 円
利用者数	大アリーナ	999,005 人
	小アリーナ	201,418 人
	武道場	217,879 人
	弓道場	51,526 人
	プール	47,640 人
	トレーニングルーム	83,846 人
	健康・体力サポートセンター	2,706 人
	会議室	83,110 人
	情報センター	3,833 人
合 計		1,690,963 人

(ウ) 令和元年度広島県スポーツ会館管理運営費補助金を交付

(所管課 地域政策局スポーツ推進課)

- ・補助額 1,250,000 円
- ・交付の目的 アマチュアスポーツの振興、中・高校生の競技力向上、県総合グラウンドの利用促進を図る。
- ・補助対象経費 スポーツ会館運営に係る人件費、施設管理費

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び記録簿を作成・保存することとなっているが、次の機器について、簡易点検を実施しておらず、記

録簿を作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

機 器	冷凍冷蔵庫 1 台
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経・環告 示第 13 号）

イ 役員の報酬等について

役員（理事長）の報酬等について、理事会において額を決定することなく支給していた。
適正な事務処理に努められたい。

根 拠	公益財団法人広島県教育事業団役員等報酬規程 第 3 条第 1 号
-----	----------------------------------

7 一般財団法人広島県環境保全公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県内から発生する廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、自然と生活環境の保全を図る。
- ・ 所在地 広島市中区中町8番18号
- ・ 代表者 理事長 森永 智絵
- ・ 設 立 昭和57年4月1日
- ・ 役職員（令和2年9月30日現在）
役員13人（うち常勤3人）
職員31人（うち2人は役員兼務）
- ・ 主な事業 箕島地区産業廃棄物等処理，出島地区廃棄物等埋立処分，普及啓発，調査研究助成

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和元年度
経常収益 A	1,352,737
経常費用 B	1,049,894
当期経常増減額 C (A－B)	302,843
経常外収益 D	0
経常外費用 E	1,716
当期経常外増減額 F (D－E)	▲1,716
当期一般正味財産増減額 G (C＋F)	301,127
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G＋H)	301,127
資産合計 J (K＋N)	4,835,320
負債合計 K	511,765
指定正味財産 L	300,000
(うち、基本財産充当額)	(300,000)
一般正味財産 M	4,023,555
正味財産合計 N (L＋M)	4,323,555

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 300,000,000 円のうち 250,000,000 円 (83.3%) を出捐（令和2年9月30日現在）（所管課 環境県民局産業廃棄物対策課）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】**建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について**

次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく、県知事（建築主事を置く市町村の長）への届出等を行っていないかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島港出島地区廃棄物等埋立処分場 搬入道路舗装工事（令和元年度）
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条、第12条、第13条

【改善を求める事項】**工事請負契約における事務処理について**

次の工事請負契約において、発注者は適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とする「歩切り」を行っていた。

「歩切り」が行われ、予定価格が不当に引き下げられることにより、見積り能力のある建設業者が排除されるおそれがあること、ダンピング受注の助長による工事の品質や安全の確保に支障をきたすこと等が懸念されることから、「歩切り」を廃止し、市場の実勢等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定が行えるように、事務処理を改善する必要がある。

契約名	広島港出島地区廃棄物等埋立処分場 受入施設内部擁壁設置工事（令和元年度）
-----	--------------------------------------

【検討要請事項】**正味財産増減計算書に係る科目の設定について**

正味財産増減計算書において、規定されていない「〇〇受託収益（中科目）」を計上している。また、県等との委託契約に基づく受託収益を「受取負担金（大科目）」に計上しているが、科目の性質として「事業収益」への計上が適当と考えられることから、科目の設定及び計上区分について、取扱要領の見直しを検討していただきたい。

根拠	「公益法人会計基準」の運用指針 12（2） 一般財団法人広島県環境保全公社財務規則第9条 正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領
----	---

8 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 農林地の保全・整備や農林業の振興・支援等を総合的に推進することにより、地球環境や国土の保全並びに快適で魅力ある農山村地域の実現を図り、もって心豊かで活力ある県民生活の向上に寄与する。
- ・所在地 広島市中区大手町四丁目2番16号
- ・代表者 理事長 池田 浩二
- ・設立 平成25年3月21日
- ・役職員（令和2年10月末現在）
 役員8人（うち常勤2人，うち県派遣職員1人）
 職員47人（うち県派遣職員4人）
- ・主な事業 森林の保全整備・林業の担い手育成支援等に関する事業
 農業の担い手育成・経営支援等に関する事業
 就農支援資金貸付事業
 水源の森事業
 農地中間管理事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和元年度
経常収益 A	1,204,799
経常費用 B	1,246,137
当期経常増減額 C (A - B)	▲41,338
経常外収益 D	1
経常外費用 E	1
当期経常外増減額 F (D - E)	0
法人税，住民税及び事業税 G	6,763
当期一般正味財産増減額 H (C + F - G)	▲48,101
当期指定正味財産増減額 I	0
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	▲48,101
資産合計 K (L + O)	1,878,617
負債合計 L	389,835
指定正味財産 M	17,004
（うち，基本財産充当額）	3,000
一般正味財産 N	1,471,778
正味財産合計 O (M + N)	1,488,782

ウ 県の財政的援助等の状況

（ア）基本財産 3,000,000 円的全額を出捐（所管課 農林水産局農林水産総務課）

（イ）補助金

- a 令和元年度農業振興対策事業費補助金（農地中間管理事業）を交付
（所管課 農林水産局就農支援課）
- ・補助額 119,201,377 円
 - ・交付の目的 農用地等の利用の効率化，高度化を促進し，農業の生産性向上を図る
 - ・補助対象経費 農地中間管理事業を実施するための事務費及び事業費
- b 令和元年度広島県農林水産業関係単独事業補助金を交付
（所管課 農林水産局就農支援課）
- ・補助額 3,000,000 円
 - ・交付の目的 就農支援資金貸付金の管理
 - ・補助対象経費 青年農業者等就農支援事業等を実施するための事務費及び事業費
- c 令和元年度森林環境保全直接支援事業補助金を交付
（所管課 農林水産局林業課）
- ・補助額 6,442,950 円
 - ・交付の目的 水源の森整備事業の推進
 - ・補助対象経費 造林，保育事業等に要する経費
- d 令和元年度農業振興対策事業費補助金等（農業経営法人化支援総合事業）を交付
（所管課 農林水産局農業経営発展課）
- ・補助額 7,889,765 円
 - ・交付の目的 農業経営の課題解決に向けた相談体制を整備し，農業経営の強化及び収益向上を図る
 - ・補助対象経費 課題解決に向けた専門家の設置・派遣等の事業費及び事業管理等の事務費
- e 令和元年度農業振興対策事業費補助金等（農地集積加速化支援事業）を交付
（所管課 農林水産局就農支援課）
- ・補助額 1,200,000 円
 - ・交付の目的 農業経営の強化及び収益向上に向けて農業経営の法人化を図る
 - ・補助対象経費 農業経営を法人化した経営体に対し，1 件当たり 40 万円を交付

（２）監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

9 株式会社ひろしまイノベーション推進機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 企業が成長性の高い新たな事業展開等を図ろうとする際に、資金、経営ノウハウ等必要な経営資源を提供することにより、企業の成長を支援し、将来にわたって新たな雇用の創出や県内所得の拡大等を図る。
- ・ 所在地 広島市中区袋町3番17号
- ・ 代表者 代表取締役社長 熊谷 賢一
- ・ 設 立 平成23年5月24日
- ・ 役職員（令和2年10月31日現在）
役員5人（うち常勤2人）
職員8人
- ・ 主な事業 成長が見込まれる企業の発掘及び当該企業への投資検討
投資先企業に対する経営参加型の支援

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和元年度
総収入	162,185
経常損益	▲44,678
当期純損益	▲29,589
資産合計 A (B + C)	295,492
負債合計 B	97,849
純資産 C	197,643
（うち、資本金）	50,000
（うち、資本準備金）	50,000
（うち、繰越利益剰余金）	97,643

（注）総収入は、売上高、営業外利益、特別利益の計

ウ 県の財政的援助等の状況

資本金 50,000,000 円のうち、50,000,000 円（100%）を出資

資本準備金 50,000,000 円のうち、50,000,000 円（100%）を出資

（所管課 商工労働局イノベーション推進チーム）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10 公益財団法人広島県私学振興財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 私立学校教職員（小学校、中学校及び高等学校）の退職手当資金及び振興費利子の給付事業
- ・所在地 広島市中区大手町4丁目5番7号 広島県私学会館内
- ・代表者 理事長 山中 幸平
- ・設立 昭和36年6月6日
- ・加入状況（令和2年4月1日現在）

法人数（学校数）	31 法人（70 校）
加入者数	1,854 人

イ 県の財政的援助等の状況

（ア）令和元年度広島県私立学校振興費補助金（退職金掛金補助金）を交付

（所管課 環境県民局学事課）

- ・補助額 159,331,600 円
- ・交付の目的 私立学校教職員の福祉の増進及び私立学校教育の振興
- ・補助対象経費 当法人が行った私立学校教職員の退職手当資金の給付事業に係る掛金の軽減額

（イ）令和元年広島県私立学校振興費補助金（私学振興資金利子補給補助金）を交付

（所管課 環境県民局学事課）

- ・補助額 7,278,000 円
- ・交付の目的 私立学校の健全な経営と教育環境の改善及びより質の良い教育の提供
- ・補助対象経費 当法人が行った私立学校設置者の施設の耐震改修等に要する資金の借入金に係る利子についての助成

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

11 一般社団法人広島県障害者スポーツ協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な業務
 - 障害者スポーツの普及啓発及び広報に関すること
 - 障害者スポーツの調査研究に関すること
 - 障害者スポーツの活動場所の確保や環境の改善に関すること
 - スポーツ用品の貸出しに関すること
 - 県障害者スポーツ大会兼全国障害者スポーツ大会の予選会の開催又は支援に関すること
 - 全国障害者スポーツ大会への選手団派遣に関すること
 - 障害者スポーツ指導員，ボランティア等の養成に関すること
 - 障害者スポーツ競技団体等への支援に関すること
 - 障害者スポーツ大会開催への支援に関すること
 - 障害者スポーツにおける市町や地域団体等への支援に関すること
 - 障害者スポーツ選手の育成・強化に関すること など
- ・ 所在地 東広島市西条町田口 295－3
- ・ 代表者 会長 山根 恒弘
- ・ 設 立 平成 28 年 1 月 14 日 任意団体として設立
平成 30 年 4 月 2 日 一般社団法人取得
- ・ 職員数（令和 2 年 10 月末現在） 3 人

イ 県の財政的援助等の状況

令和元年度障害者スポーツ協会運営事業費補助金を交付

（所管課：地域政策局スポーツ推進課）

- ・ 補助額 28,486,000 円
- ・ 交付の目的 県内の障害者スポーツを統括する中核的な組織として，全ての県民が障害の有無に関わらず障害者スポーツに親しむとともに，障害者がスポーツ活動を通じて健康の保持・増進や地域社会との交流による社会参加に努め，また競技力の向上に取り組むことができるよう，障害者スポーツの振興を図り，もって活力ある共生社会の実現を目指すことを目的として設置する障害者スポーツ協会の運営に要する経費に対し，補助金を交付する。
- ・ 補助対象経費 障害者スポーツ協会の運営に要する給料，職員手当等，需用費，役務費，委託料，使用料及び賃借料，備品購入費
障害者スポーツ協会の活動に要する報償費，旅費，需用費，役務費，委託料，使用料及び賃借料，備品購入費，負担金及び補助金

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

補助金実績報告における事務処理について

次の補助金について、実績報告書に添付する事業実施状況報告書に実施していない事業が記載されるなど、不正確な内容となっていた。適正な実績報告となるよう、補助金所管課とも協議の上、事務処理を改善する必要がある。

補助金名	令和元年度広島県障害者スポーツ協会運営事業費補助金
------	---------------------------

12 呉商工会議所

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 経済支援活動，地域振興活動など
- ・所在地 呉市本通四丁目 7－1
- ・代表者 会頭 神津 善三朗
- ・設 立 大正 14 年 3 月 3 日
- ・会員の状況（令和 2 年 10 月 31 日現在）

個 人	法 人	団 体	合 計
440	1,406	41	1,887

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成 31 年度小規模事業経営支援事業費補助金を交付

（所管課 商工労働局経営革新課）

- ・補助額 52,038,400 円
- ・交付の目的 小規模事業者等の振興と持続的発展に寄与
- ・補助対象経費 補助対象職員の設置費，指導事業費，小規模事業施策普及費，経営安定特別事業費

(イ) 令和元年度被災地域販路開拓支援補助金を交付

（所管課 商工労働局経営革新課）

- ・補助額 8,727,051 円
- ・交付の目的 平成 30 年 7 月豪雨の被害を受けた小規模事業者の販路拡大に寄与。
- ・補助対象経費 被災地域販路開拓支援事業費の管理・運営費，間接事業者の事業実施に要する経費

(ウ) 平成 31 年度地域中小企業支援センター補助金を交付

（所管課 商工労働局イノベーション推進チーム）

- ・補助額 3,387,000 円
- ・交付の目的 創業，経営革新，新事業活動の支援
- ・補助対象経費 経営革新等指導事業，新事業活動促進事業

(エ) 平成 31 年度地域中小企業支援センター生産性向上推進活動事業費補助金を交付

（所管課 商工労働局イノベーション推進チーム）

- ・補助額 1,160,000 円
- ・交付の目的 企業の効果的な I T 導入等を支援し業務の効率化や生産性に寄与
- ・補助対象経費 セミナー等開催，相談対応，マッチング実施，I T 利活用推進対象の発掘

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

決算に係る事務処理について

令和元年度被災地域販路開拓支援補助金について、決算関係書類を作成していなかった。
適正な事務処理に努められたい。

根拠	呉商工会議所 定款第 71 条
----	-----------------

13 R C C文化センター・イズミテクノホールマネジメントグループ共同事業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 広島県民文化センターの管理
- ・所在地 広島市中区橋本町5-11
- ・代表者 株式会社R C C文化センター 代表取締役 武田 信晃
- ・設立 平成24年9月26日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 広島県民文化センター
- ・所在地 広島市中区大手町一丁目5-3
- ・指定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 364,644,078円
(うち、令和元年度管理費用70,200,000円)
- ・所管課 環境県民局文化芸術課
- ・利用状況(令和元年度)

区分		利用日数(利用率)
ホール		281日(78.5%)
展示室	第一	208日
	第二	182日
	第三	164日
	計	554日(51.6%)
練習室	第一	267日
	第二	282日
	第三	278日
	計	827日(75.7%)

ウ 県の財政的援助等の状況

平成31年度広島県地域創造助成事業費補助金を交付

(所管課 環境県民局文化芸術課)

- ・補助額 2,000,000円
- ・交付の目的 県立文化施設を地域文化の発信及び地域交流拠点として活用し、地域の活性化に寄与し、広島県民の文化・芸術の振興を図る。
- ・補助対象経費 「2019広島神楽」定期公演に要する総事業費のうち、一般財団法人地域創造が定める要綱により認められた経費

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。